

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2021年3月

(第2回訂正分)

株式会社イー・ロジット

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2021年3月17日に関東財務局長に提出し、2021年3月18日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2021年2月19日付をもって提出した有価証券届出書及び2021年3月9日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集540,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し508,800株(引受人の買取引受による売出し375,600株・オーバーアロットメントによる売出し133,200株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2021年3月17日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

- (注) 2. 当社は、いちよし証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、45,600株を、福利厚生を目的に、イー・ロジット従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。いちよし証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。
- なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

2 【募集の方法】

2021年3月17日に決定された引受価額(1,380円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,500円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「360,180,000」を「372,600,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「360,180,000」を「372,600,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄:「未定(注)1.」を「1,500」に訂正。

「引受価額(円)」の欄:「未定(注)1.」を「1,380」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄:「未定(注)3.」を「690」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)4.」を「1株につき1,500」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(1,400円～1,500円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,500円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,380円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,500円)と会社法上の払込金額(1,190円)及び2021年3月17日に決定された引受価額(1,380円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は690円(増加する資本準備金の額の総額372,600,000円)と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,380円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2021年3月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,380円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき120円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記引受人と2021年3月17日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「720,360,000」を「745,200,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「697,360,000」を「722,200,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額722,200千円及び「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限45,610千円を合わせた手取概算額合計上限767,810千円については、以下のとおり、①新規F C開設及び既存F Cの生産性向上のための設備投資、②習志野F C開設に伴う増加運転資金、に充当する予定であります。

① 新規F C開設及び既存F Cの生産性向上のための設備投資

顧客ニーズの変化に対応するフルフィルメントセンター（以下「F C」という。）の運営や物流代行サービスの効率化を実現するため、新規F C開設の投資並びに既存F Cの生産性向上を目的とした機械装置等の追加投資により、設備及び差入保証金として425,426千円（2022年3月期に228,840千円、2023年3月期に196,586千円）、関連費用として116,729千円（2022年3月期に60,241千円、2023年3月期に56,488千円）を充当する予定であります。

② 習志野F C開設に伴う増加運転資金

当社の業容拡大に伴い、新たな物流拠点として2021年1月に習志野F Cを開設いたしました。これに伴う増加運転資金として225,655千円（2022年3月期）を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期間までは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2021年3月17日に決定された引受価額(1,380円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,500円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「544,620,000」を「563,400,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「544,620,000」を「563,400,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1. (注)2. 」を「1,500」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2. 」を「1,380」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2. 」を「1株につき1,500」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3. 」を「(注)3.」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 いちよし証券株式会社 375,600株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき120円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2021年3月17日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「193,140,000」を「199,800,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「193,140,000」を「199,800,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び 6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,500」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき1,500」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2021年3月17日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資、グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である角井亮一(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式33,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 33,200株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,190円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額 22,908,000円(1株につき金690円) 増加する資本準備金の額 22,908,000円(1株につき金690円)
(4)	払込期日	2021年4月19日(月)

(注) 割当価格は、2021年3月17日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額(1,380円)と同一であります。

また、同じくオーバーアロットメントによる売出しに関連して、主幹事会社が借入れる株式の返還に必要な株式の一部を取得するために、主幹事会社は100,000株について貸株人より追加的に当該株式を取得する権利(以下「グリーンシュエアオプション」という。)を2021年4月15日を行使期限として貸株人より付与されております。

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む)後180日目の日(2021年9月21日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定(募集株式のうち、66,000株を上限として、2021年3月17日(発行価格等決定日)に決定される予定。)」を「当社普通株式45,600株」に訂正。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、2021年3月17日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格(1,500円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄内の数値の訂正>

「イー・ロジット従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)」の欄：「238,000」を「217,600」に訂正。

「イー・ロジット従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)」の欄：「6.36」を「5.82」に訂正。

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)」の欄：「2,562,400(98,000)」を「2,542,000(98,000)」に訂正。

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)」の欄：「68.50(2.62)」を「67.95(2.62)」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2021年2月19日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2021年3月

(第1回訂正分)

株式会社イー・ロジット

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2021年3月9日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2021年2月19日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集540,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2021年3月8日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し508,800株(引受人の買取引受による売出し375,600株・オーバーアロットメントによる売出し133,200株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社は、いちよし証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、66,000株を上限として、福利厚生を目的に、イー・ロジット従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。いちよし証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、2021年2月19日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式33,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資、グリーンシェーアオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2 【募集の方法】

2021年3月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2021年3月8日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,190円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「688,500,000」を「642,600,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「688,500,000」を「642,600,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「372,600,000」を「360,180,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「372,600,000」を「360,180,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(1,400円～1,500円)の平均価格(1,450円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は783,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「1,190」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,400円以上1,500円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年3月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。
需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①ECによる物流需要拡大に伴う高成長が期待できる。

②大型の物流センターをドミナント展開し、多品種少量の商品への対応力の高さ。

③新規FC開設に伴う投資負担が大きい。

以上の評価に加え、類似会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,400円から1,500円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,190円)及び2021年3月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,190円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「いちよし証券株式会社311,700、みずほ証券株式会社64,000、株式会社SBI証券45,700、岩井コスモ証券株式会社27,400、岡三証券株式会社27,400、東海東京証券株式会社27,400、極東証券株式会社9,100、東洋証券株式会社9,100、マネックス証券株式会社9,100、楽天証券株式会社9,100」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(2021年3月17日)に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「745,200,000」を「720,360,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「722,200,000」を「697,360,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,400円～1,500円)の平均価格(1,450円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額697,360千円及び「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限44,130千円を合わせた手取概算額合計上限741,490千円については、以下のとおり、①新規FC開設及び既存FCの生産性向上のための設備投資、②習志野FC開設に伴う増加運転資金、に充当する予定であります。

① 新規FC開設及び既存FCの生産性向上のための設備投資

顧客ニーズの変化に対応するフルフィルメントセンター（以下「FC」という。）の運営や物流代行サービスの効率化を実現するため、新規FC開設の投資並びに既存FCの生産性向上を目的とした機械装置等の追加投資により、設備及び差入保証金として425,426千円（2022年3月期に228,840千円、2023年3月期に196,586千円）、関連費用として116,729千円（2022年3月期に60,241千円、2023年3月期に56,488千円）を充当する予定であります。

② 習志野FC開設に伴う増加運転資金

当社の業容拡大に伴い、新たな物流拠点として2021年1月に習志野FCを開設いたしました。これに伴う増加運転資金として199,335千円（2022年3月期）を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期までは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:「563,400,000」を「544,620,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「563,400,000」を「544,620,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(1,400円～1,500円)の平均価格(1,450円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:「199,800,000」を「193,140,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「199,800,000」を「193,140,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(1,400円～1,500円)の平均価格(1,450円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資、グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である角井亮一(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式33,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 33,200株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき1,190円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	2021年4月19日(月)

(注) 割当価格は、2021年3月17日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む)後180日目の日(2021年9月21日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	イー・ロジット従業員持株会(理事長 土橋 恵司) 東京都千代田区神田練堀町68番地
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定(募集株式のうち、66,000株を上限として、2021年3月17日(発行価格等決定日)に決定される予定。)
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日(2021年3月17日)に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
プログレス株式会社	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番1号	800,000	24.99	800,000	21.38
角井 亮一	東京都中央区	584,400 (56,000)	18.26 (1.75)	584,400 (56,000)	15.62 (1.50)
光輝物流株式会社	大阪府東大阪市長田西一丁目5番40号	364,000	11.37	364,000	9.73
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	360,000	11.25	—	—
行川 久代	東京都千代田区	265,600	8.30	250,000	6.68
イー・ロジット 従業員持株会	東京都千代田区神田練塀町68番地	172,000	5.37	238,000	6.36
白木 政宏	大阪府堺市西区	100,000	3.12	100,000	2.67
株式会社フルキャスト ホールディングス	東京都品川区西五反田八丁目9番5号	100,000	3.12	100,000	2.67
大森 茂	千葉県浦安市	86,000 (42,000)	2.69 (1.31)	86,000 (42,000)	2.30 (1.12)
株式会社カーブス ジャパン	東京都港区芝浦三丁目9番1号	40,000	1.25	40,000	1.07
計	—	2,872,000 (98,000)	89.72 (3.06)	2,562,400 (98,000)	68.50 (2.62)

- (注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2021年2月19日現在のものです。
2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2021年2月19日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(66,000株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

A network diagram with white dots connected by thin white lines on a dark blue background, forming a complex web of connections.

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

株式会社イー・ロジット

2021年2月

- 1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式688,500千円(見込額)の募集及び株式563,400千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式199,800千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2021年2月19日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

- 2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社イー・ロジット

東京都千代田区神田練堀町68番地

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。



ビジョン

「変化を先取りし、人々の感動体験を進化させ続ける」



当社は、ビジョンに『変化を先取りし、人々の感動体験を進化させ続ける』を掲げ、通販利用者や通販事業者からのニーズや最先端テクノロジー等の様々な変化に敏感に反応し進化を続けていくことで、通販サイトで商品を購入した通販利用者に対し商品を迅速・丁寧に届けることを通じて、物とサービスから得られる感動を提供していくことを経営の念頭に置き、通販事業者に代わって商品の保管及び発送等を行う通販物流事業を運営しております。



ミッション

当社は、20年以上にわたり、通販物流事業者の物流代行サービスを続けてまいりました。

今後、通販物流代行サービスのリーディングカンパニーを目指し、既存顧客の満足度向上及び新規顧客の開拓をさらに図るため、以下のミッションを掲げ、事業を拡大させてまいります。

- ☒ グローバルな視点から流通を俯瞰する
- ☒ 誰よりもその先のお客様に役立つソリューションを探索する
- ☒ 通販／小売物流のプロフェッショナル集団を目指す
- ☒ 最先端テクノロジーを活用する



高付加価値を実現する、「感動創造」No.1 企業をめざす！



当社の通販物流事業では、通販サイトの運営において通販事業者にとっては欠かせないサービスである「物流代行サービス」、「運営代行サービス」及び通販物流事業のノウハウを活かした「物流コンサルティングサービス」の主に3つのサービスを提供しております。

物流代行サービス

通販事業者の依頼を受けて商品を預かり、商品管理、ピッキング、流通加工、梱包、配送、代金回収等の一連の物流業務を代わりに行うサービスです。

① 商品管理

通販事業者から預かった商品の保管、品質、消費期限、数量等の管理を行います。当社開発のイー・ロジットWMSのデータと実地調査とを照合し、消費期限や数量の差異確認を行うことが可能であり、通販事業者に本システムのアカウントを付与し、常にデータを共有しています。

② ピッキング

FC内に保管された商品の内、配送に必要な商品をピックアップし、梱包場所に運びます。QRコード検品等の活用により、作業時の出荷ミスを防止し検品精度の向上による適時適切な商品のピックアップを行っています。

③ 流通加工

小分け、カスタム商品のパッケージング、半製品の組み立て等の商品付加価値を向上させる作業を行っています。

④ 梱包

配送単位ごとに区分けした商品を段ボール等の梱包資材で荷造します。

⑤ 配送

梱包された商品を宅配業者を通じて購入者に届けます。

⑥ 代金回収

主に代金引換を通販事業者の代わりに行います。代金引換とは、宅配業者が商品を届けると同時にその代金を回収する支払方法のことです。当社が宅配業者と契約することにより、通販事業者にサービスを提供しています。

物流コンサルティングサービス

当社の通販物流事業で培った経験によるノウハウの蓄積を活かし、会員メルマガ等による情報提供、物流知識や改善のセミナー及び通販事業者の物流現場の改善コンサルティングを有料で提供するサービスです。

運営代行サービス

通販事業者の依頼を受けて商品撮影、商品データのアップ、受注処理、カスタマーサポート等を代わりに行うサービスです。

① 商品撮影

通販サイトに掲載するための商品の撮影及び画像の加工を行います。

② 商品データのアップ

商品撮影した画像や商品情報を通販サイトにアップする対応を行います。

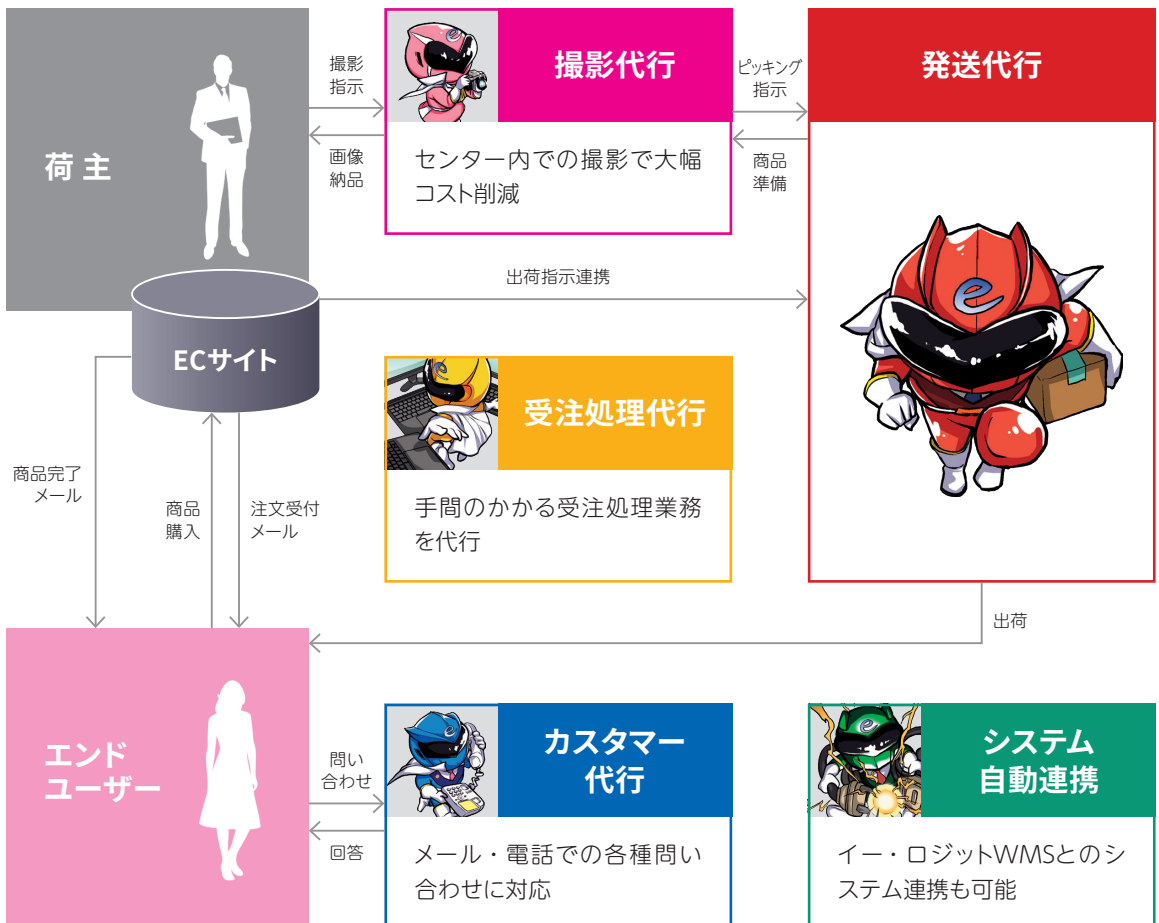
③ 受注処理

通販サイトの注文に対する出荷指示等、配送に必要な処理を行います。

④ カスタマーサポート

購入者や購入希望者等からメールや電話での問合せ対応を行います。

フルフィルメントサービス概要図



当社は、通販事業者に対して、商品の保管、ピッキング、梱包及び配送までを行う物流代行サービスに加え、通販事業者の通販サイトの運営に係わる、商品撮影、受注処理及びお問合せ対応等のカスタマーサポートを行う運営代行サービスを、ワンストップのフルフィルメントサービスとして、通販事業者のニーズに対応したサービスを提供しております。

現在、通販サイト運営に係わる受注処理、カスタマーサポート、商品管理、物流代行、配送等を一括で行うことができる物流センターとして、6つのフルフィルメントセンターを展開しています。

当社は、フルフィルメントサービスを提供すること及び様々な商品や多品種少量に対応する等により、通販事業者だけでなく通販利用者のニーズや要望を迅速に収集でき、物流代行、運営代行及び物流コンサルティングの品質改善や新しいフルフィルメントサービスの提供等に生かし、当社の通販物流事業のレベルアップを図っております。

三郷フルフィルメントセンター
(2017年11月)



習志野フルフィルメントセンター
(2021年1月)



埼玉フルフィルメントセンター
(2014年10月)



大阪フルフィルメントセンター
(2019年4月)



足立フルフィルメントセンター
(2019年4月)



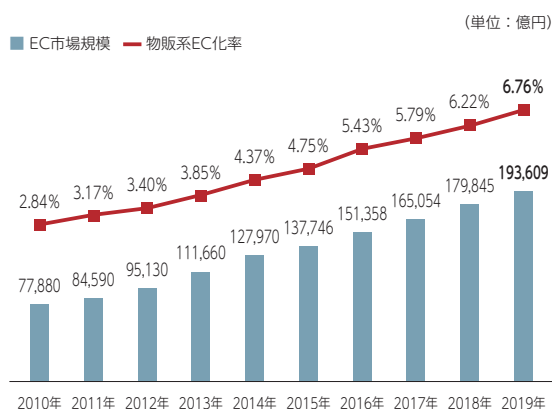
東京フルフィルメントセンター
(2010年10月)



当社を取り巻くEC市場の環境は、2019年におけるBtoC-EC市場規模は19.4兆円（前年比7.65%増）となり、物販系EC化率は6.76%（前年比0.54ポイント増）と増加しており、引き続きEC市場は拡大傾向と考えられます。

（出典：「令和元年度 電子商取引に関する市場調査」経済産業省）

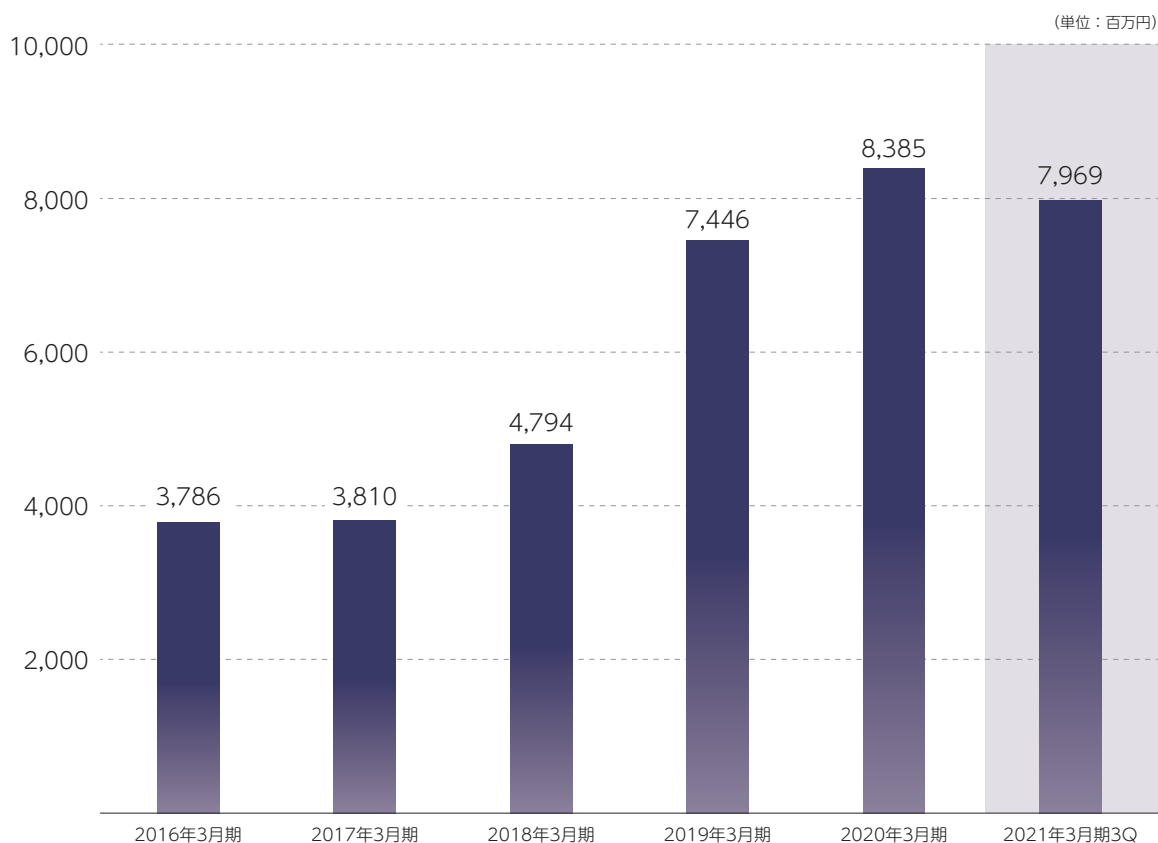
日本のBtoC-EC市場規模の推移



BtoC-EC市場規模および各分野の構成比率

	2018年	2019年	伸び率
A 物販系分野	9兆2,992億円 (EC化率6.22%)	10兆515億円 (EC化率6.76%)	8.09%
B サービス系分野	6兆6,471億円	7兆1,672億円	7.82%
C デジタル系分野	2兆382億円	2兆1,422億円	5.11%
総 計	17兆9,845億円	19兆3,609億円	7.65%

売上高の推移



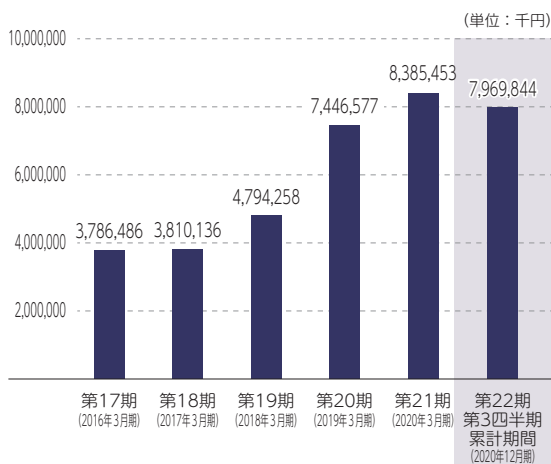
主要な経営指標等の推移

回 次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期 第3四半期
決算年月		2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2020年12月
売上高	(千円)	3,786,486	3,810,136	4,794,258	7,446,577	8,385,453	7,969,844
経常利益	(千円)	234,786	196,384	235,276	389,671	102,705	209,035
当期（四半期）純利益	(千円)	163,142	118,430	158,457	269,725	76,545	129,062
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	120,000
発行済株式総数	(株)	1,350	1,350	1,350	13,500	13,500	2,860,000
純資産額	(千円)	522,620	626,200	771,852	1,027,411	1,085,633	1,289,334
総資産額	(千円)	1,471,870	1,504,146	2,039,340	3,007,092	3,279,362	4,252,867
1株当たり純資産額	(円)	387,126.02	463,852.41	571,742.46	380.52	402.08	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	11,000 (—)	9,500 (—)	10,500 (—)	1,350 (—)	400 (—)	— (—)
1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	120,846.17	87,726.38	117,376.00	99.89	28.35	46.26
潜在株式調整後 1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	35.5	41.6	37.8	34.2	33.1	30.3
自己資本利益率	(%)	36.6	20.6	22.7	30.0	7.2	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	9.1	10.8	8.9	6.8	7.1	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	474,495	242,491	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△551,346	△265,754	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	248,459	35,301	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	865,093	877,110	—
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)	56 (274)	64 (304)	74 (368)	97 (492)	120 (589)	— (—)

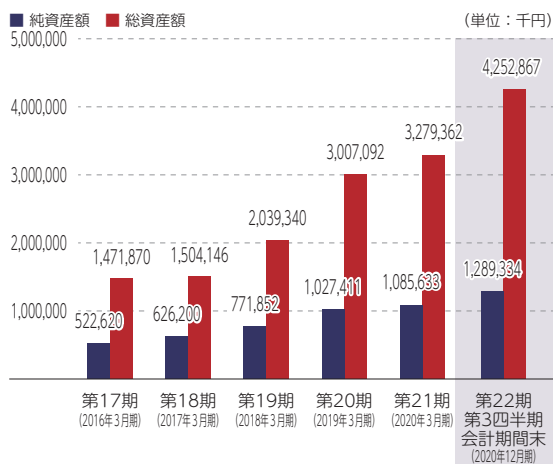
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は第17期、第18期、第21期及び第22期第3四半期は関連会社を有していないため、記載しておりません。また第19期及び第20期は重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、第17期、第18期及び第19期は潜在株式が存在しないため、また第20期、第21期及び第22期第3四半期は新株予約権の残高は存在しますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が算定できないため、記載しておりません。
5. 2018年6月27日付けで普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、2020年9月30日付けで普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第17期、第18期及び第19期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイムを含む。）は、年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
9. 第20期及び第21期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。また、第22期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
- なお、第17期、第18期及び第19期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
10. 当社は、2018年6月15日付取締役会決議に基づき、2018年6月27日付けで普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、2020年9月14日付取締役会決議に基づき、2020年9月30日付けで普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第17期、第18期及び第19期の数値（1株当たりの配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回 次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期 第3四半期
決算年月		2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2020年12月
1株当たり純資産額	(円)	193.56	231.92	285.87	380.52	402.08	—
1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	60.42	43.86	58.68	99.89	28.35	46.26
潜在株式調整後 1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	5.50 (—)	4.75 (—)	5.25 (—)	6.75 (—)	2.00 (—)	— (—)

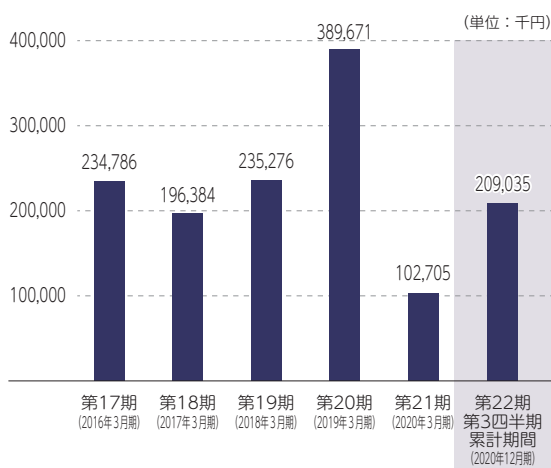
売上高



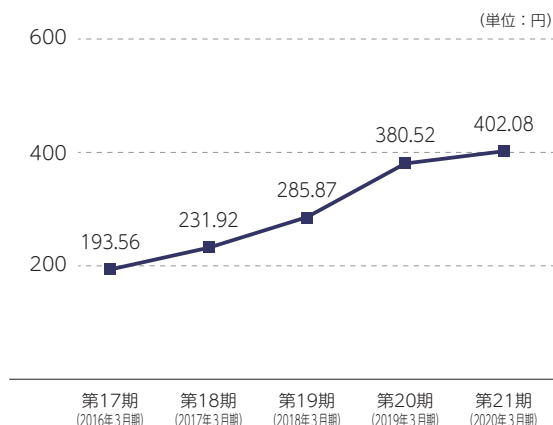
純資産額・総資産額



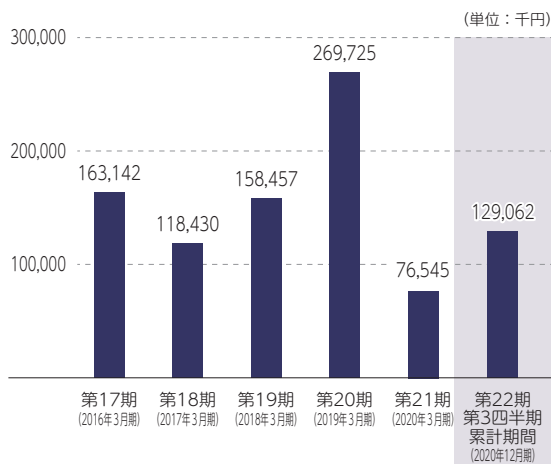
経常利益



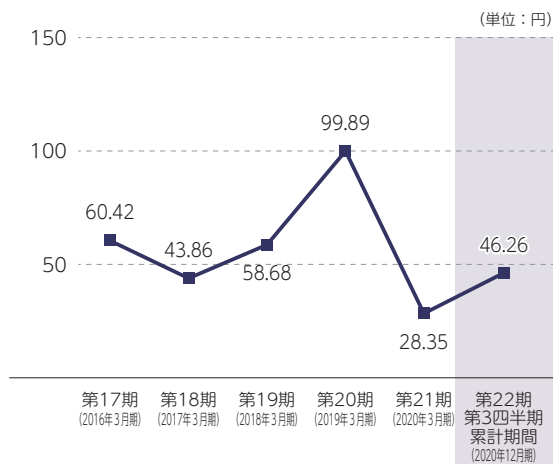
1株当たり純資産額



当期（四半期）純利益



1株当たり当期（四半期）純利益金額



(注) 2018年6月27日付けで普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、2020年9月30日付けで普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

上記では、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	17
4 【関係会社の状況】	20
5 【従業員の状況】	20
第2 【事業の状況】	21
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	21
2 【事業等のリスク】	24
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
4 【経営上の重要な契約等】	34
5 【研究開発活動】	34
第3 【設備の状況】	35
1 【設備投資等の概要】	35
2 【主要な設備の状況】	36
3 【設備の新設、除却等の計画】	37

第4	【提出会社の状況】	38
1	【株式等の状況】	38
2	【自己株式の取得等の状況】	43
3	【配当政策】	43
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	44
第5	【経理の状況】	55
1	【財務諸表等】	56
第6	【提出会社の株式事務の概要】	101
第7	【提出会社の参考情報】	102
1	【提出会社の親会社等の情報】	102
2	【その他の参考情報】	102
第四部	【株式公開情報】	103
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	103
第2	【第三者割当等の概況】	104
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	104
2	【取得者の概況】	106
3	【取得者の株式等の移動状況】	109
第3	【株主の状況】	110
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	2021年2月19日		
【会社名】	株式会社イー・ロジット		
【英訳名】	e-LogiT co., ltd.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角井 亮一		
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田練堀町68番地		
【電話番号】	03-3253-1600		
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 小宮 重蔵		
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田練堀町68番地		
【電話番号】	03-3253-1600		
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 小宮 重蔵		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集		688,500,000円
	売出金額		
	(引受人の買取引受による売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		563,400,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		199,800,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。		
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。		

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	540,000(注)2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2021年2月19日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2021年3月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社は、いちよし証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、66,000株を上限として、福利厚生を目的に、イー・ロジック従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。
- なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
5. 上記とは別に、2021年2月19日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式33,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資、グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2021年3月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2021年3月8日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	540,000	688,500,000	372,600,000
計(総発行株式)	540,000	688,500,000	372,600,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2021年2月19日開催の取締役会決議に基づき、2021年3月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,500円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は810,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2021年3月18日(木) 至 2021年3月23日(火)	未定 (注) 4.	2021年3月25日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2021年3月8日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年3月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2021年3月8日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2021年3月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2021年2月19日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2021年3月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2021年3月26日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込みに先立ち、2021年3月10日から2021年3月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 本郷支店	東京都文京区本郷三丁目34番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2021年3月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
計	—	540,000	—

(注) 1. 2021年3月8日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2021年3月17日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
745,200,000	23,000,000	722,200,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,500円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額722,200千円及び「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限45,610千円を合わせた手取概算額合計上限767,810千円については、以下のとおり、①新規F C開設及び既存F Cの生産性向上のための設備投資、②習志野F C開設に伴う増加運転資金、に充当する予定であります。

① 新規F C開設及び既存F Cの生産性向上のための設備投資

顧客ニーズの変化に対応するフルフィルメントセンター(以下「F C」という。)の運営や物流代行サービスの効率化を実現するため、新規F C開設の投資並びに既存F Cの生産性向上を目的とした機械装置等の追加投資により、設備及び差入保証金として425,426千円(2022年3月期に228,840千円、2023年3月期に196,586千円)、関連費用として116,729千円(2022年3月期に60,241千円、2023年3月期に56,488千円)を充当する予定であります。

② 習志野F C開設に伴う増加運転資金

当社の業容拡大に伴い、新たな物流拠点として2021年1月に習志野F Cを開設いたしました。これに伴う増加運転資金として225,655千円(2022年3月期)を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2021年3月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	375,600	563,400,000	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号 三菱商事株式会社 360,000株 東京都千代田区 行川 久代 15,600株
計(総売出株式)	—	375,600	563,400,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,500円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2021年 3月18日(木) 至 2021年 3月23日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区日本橋茅場 町一丁目5番8号 いちよし証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2021年3月17日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	133,200	199,800,000	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番 8号 いちよし証券株式会社 133,200株
計(総売出株式)	—	133,200	199,800,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社が割当先とする当社普通株式33,200株の第三者割当増資の決議を行っております。また、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資、グリーンシュエーオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,500円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2021年 3月18日(木) 至 2021年 3月23日(火)	100	未定 (注) 1.	いちよし証券 株式会社の本 店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(2021年3月17日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. いちよし証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、いちよし証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資、グリーンシュエ آپションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である角井亮一(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式33,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 33,200株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	2021年4月19日(月)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2021年3月8日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2021年3月17日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、同じくオーバーアロットメントによる売出しに関連して、主幹事会社が借入れる株式の返還に必要な株式の一部を取得するために、主幹事会社は100,000株を上限として貸株人より追加的に当該株式を取得する権利(以下「グリーンシュエ آپション」という。)を2021年4月15日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

主幹事会社は、2021年3月26日から2021年4月13日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社が、上記シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、貸株人から借り入れている株式の返還に充当されます。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引によって取得し、貸株人から借り入れている株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、主幹事会社はグリーンシュエ آپションを使用することにより当社普通株式を取得し、さらに不足が生じる場合には、その不足分について本件第三者割当増資に係る割当に応じることにより当社普通株式を取得する予定であります。そのため、本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主であり売出人である行川久代並びに当社株主であり貸株人かつ当社役員である角井亮一並びに当社株主であり当社役員である大森茂及び菅田勝並びに当社株主であるプログレス株式会社、光輝物流株式会社及び白木政宏は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2021年6月23日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021年2月19日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高 (千円)	3,786,486	3,810,136	4,794,258	7,446,577	8,385,453
経常利益 (千円)	234,786	196,384	235,276	389,671	102,705
当期純利益 (千円)	163,142	118,430	158,457	269,725	76,545
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
発行済株式総数 (株)	1,350	1,350	1,350	13,500	13,500
純資産額 (千円)	522,620	626,200	771,852	1,027,411	1,085,633
総資産額 (千円)	1,471,870	1,504,146	2,039,340	3,007,092	3,279,362
1株当たり純資産額 (円)	387,126.02	463,852.41	571,742.46	380.52	402.08
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	11,000 (—)	9,500 (—)	10,500 (—)	1,350 (—)	400 (—)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	120,846.17	87,726.38	117,376.00	99.89	28.35
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.5	41.6	37.8	34.2	33.1
自己資本利益率 (%)	36.6	20.6	22.7	30.0	7.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	9.1	10.8	8.9	6.8	7.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	474,495	242,491
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△551,346	△265,754
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	248,459	35,301
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	865,093	877,110
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	56 〔274〕	64 〔304〕	74 〔368〕	97 〔492〕	120 〔589〕

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は第17期、第18期及び第21期は関連会社を有していないため、記載しておりません。また第19期及び第20期は重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第17期、第18期及び第19期は潜在株式が存在しないため、また第20期及び第21期は新株予約権の残高は存在しますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が算定できないため、記載しておりません。
- 5 2018年6月27日付けで普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、2020年9月30日付けで普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 6 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 7 第17期、第18期及び第19期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
- 8 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイムを含む。)は、年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を()内に外数で記載しております。
- 9 第20期及び第21期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第17期、第18期及び第19期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
- 10 当社は、2018年6月15日付取締役会決議に基づき、2018年6月27日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、2020年9月14日付取締役会決議に基づき、2020年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第17期、第18期及び第19期の数値(1株当たりの配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
1株当たり純資産額 (円)	193.56	231.92	285.87	380.52	402.08
1株当たり当期純利益金額 (円)	60.42	43.86	58.68	99.89	28.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	5.50(—)	4.75(—)	5.25(—)	6.75(—)	2.00(—)

2 【沿革】

当社は、2000年2月にインターネット通販事業者への物流代行及び物流業務のコンサルティングを行うことを目的として設立され、現在に至ります。

当社の沿革は、以下のとおりです。

年月	概要
2000年2月	通販物流事業及び物流業務のコンサルティングを行うことを目的として、大阪府東大阪市において当社設立(資本金10百万円)
2000年5月	東京都港区に東京事務所を開設
2000年12月	東京事務所を東京都千代田区九段下に移転し東京本部に名称変更
2001年6月	大阪府大阪市西区に本社移転
2002年1月	東京本部を東京本社に名称変更
2003年10月	東京都葛飾区に葛飾第1物流センターを開設
2004年6月	東京都葛飾区に葛飾第2物流センターを開設
2004年6月	東京本社を東京都千代田区九段下から東京都千代田区神田和泉町に移転
2005年6月	大阪本社を大阪府大阪市中央区に移転
2005年6月	葛飾第1物流センターを閉鎖し、葛飾第2物流センターに統合
2006年6月	千葉県船橋市に船橋第3物流センターを開設
2007年4月	船橋第3物流センターを閉鎖
2007年11月	東京都江戸川区に葛西第4物流センターを開設
2008年6月	東京本社を東京都千代田区神田和泉町に移転
2008年9月	東京都江戸川区に瑞江第5物流センターを開設
2009年4月	大阪本社を大阪府東大阪市に移転
2009年5月	東京都葛飾区に葛飾第6物流センターを開設
2009年7月	本店所在地を大阪府大阪市より東京都千代田区に変更
2009年10月	東京都江戸川区に篠崎第7物流センターを開設
2010年10月	東京都江戸川区に東京フルフィルメントセンター(注)を開設し、葛西第4物流センター、葛飾第6物流センターを統合
2010年11月	瑞江第5物流センターを閉鎖し、東京フルフィルメントセンターに統合
2011年1月	葛飾第2物流センターを閉鎖し、東京フルフィルメントセンターに統合
2011年2月	篠崎第7物流センターを閉鎖し、東京フルフィルメントセンターに統合
2011年5月	東京都江戸川区に新堀第9物流センターを開設
2011年8月	東京都江戸川区に松江第10物流センターを開設
2012年4月	東京都江戸川区に瑞江第11物流センターを開設
2013年4月	東京都江戸川区に西瑞江第12物流センターを開設
2013年6月	東京都江戸川区に船堀第13物流センターを開設
2013年6月	物流コンサルティングサービスを行うことを目的に、東京都台東区に東京セミナールームを開設

年月	概要
2013年12月	東京都江戸川区に篠崎第14物流センターを開設
2013年12月	東京都江戸川区に松江第15物流センターを開設
2014年10月	埼玉県八潮市に埼玉フルフィルメントセンターを開設し、新堀第9物流センター、瑞江第11物流センター、西瑞江第12物流センター、篠崎第14物流センター、松江第15物流センターを統合
2015年5月	船堀第13物流センターを閉鎖し、埼玉フルフィルメントセンターに統合
2015年7月	東京セミナールームを東京都千代田区に移転
2017年11月	埼玉県三郷市に三郷フルフィルメントセンターを開設
2019年4月	東京都足立区に足立フルフィルメントセンターを開設
2019年4月	大阪府大阪市西淀川区に大阪フルフィルメントセンターを開設
2019年10月	株式会社TETOTETOから通販物流代行事業を譲受け(三鷹サテライトセンターとして開設)
2020年1月	東京本社を東京都千代田区神田練堀町に移転
2021年1月	千葉県習志野市に習志野フルフィルメントセンターを開設

(注) フルフィルメントセンター(以下「FC」という。)とは、通販サイト運営に係わる受注処理、カスタマーサポート、商品管理、物流代行、配送等を一括で行うことができる物流センターをいいます。

3 【事業の内容】

当社は、ビジョンに『変化を先取りし、人々の感動体験を進化させ続ける』を掲げ、通販利用者や通販事業者からのニーズや最先端テクノロジー等の様々な変化に敏感に反応し進化を続けていくことで、通販サイトで商品を購入した通販利用者に対し商品を迅速・丁寧に届けることを通じて、物とサービスから得られる感動を提供していくことを経営の念頭に置き、通販事業者に代わって商品の保管及び発送等を行う通販物流事業を運営しております。

当社は、通販事業者に対して、商品の保管、ピッキング、梱包及び配送までを行う物流代行サービスに加え、通販事業者の通販サイトの運営に係わる、商品撮影、受注処理及びお問合せ対応等のカスタマーサポートを行う運営代行サービスを、ワンストップのフルフィルメントサービス(注1)として、通販事業者のニーズに対応したサービスを提供しております。

現在、東京本社、大阪本社、東京セミナールームの他、物流代行の拠点として、6つのF C(東京都江戸川区、東京都足立区、埼玉県八潮市、埼玉県三郷市、千葉県習志野市、大阪府大阪市西淀川区)と三鷹サテライトセンター(東京都三鷹市)を展開しています。

当社の2019年3月末時点のF C総延床面積は18,300坪、2019年4月の足立F Cと大阪F Cの開設により2020年3月末時点は33,200坪、2021年1月の習志野F Cの開設により2021年1月末時点は37,900坪と取引先の増加に対応し、F Cの拡大を続けております。

	2019年3月期 期末時点	2020年3月期 期末時点	2021年3月期 1月末時点
総延床面積(坪)	18,300	33,200	37,900
新規開設F C	—	2019年4月 足立F C、大阪F C	2021年1月 習志野F C

F Cは関東及び関西の2つのエリアでの稼働により、配送コストの削減や配送リードタイムの短縮を行っております。また、関東エリアではF C間の距離が20km程度と比較的近くに開設しており、機動的に人員や商品の移動を行うことで、通販事業者の繁忙の波に柔軟に対応(波動対応)しております。

当社は、フルフィルメントサービスを提供すること及び様々な商品や多品種少量に対応する等により、通販事業者だけでなく通販利用者のニーズや要望を迅速に収集でき、物流代行、運営代行及び物流コンサルティングの品質改善や新しいフルフィルメントサービスの提供等に生かし、当社の通販物流事業のレベルアップを図っております。

当社の事業は、通販物流事業の単一セグメントになるため、主要なサービスについて内容を記載します。

通販物流事業では、通販サイトの運営において通販事業者にとっては欠かせないサービスである「物流代行サービス」、「運営代行サービス」及び通販物流事業のノウハウを活かした「物流コンサルティングサービス」の主に3つのサービスを提供しております。

① 物流代行サービス

「物流代行サービス」とは、通販事業者の依頼を受けて商品を預かり、商品管理、ピッキング、流通加工、梱包、配送、代金回収等の一連の物流業務を代行に行うサービスであります。

以下、物流代行の定常的サービスとなります。

サービス詳細	主な特徴
商品管理	通販事業者から預かった商品の保管、品質、消費期限、数量等の管理を行います。当社開発のイー・ロジックWMS(注2)のデータと実地調査とを照合し、消費期限や数量の差異確認を行うことが可能であり、通販事業者に本システムのアカウントを付与し、常にデータを共有しています。
ピッキング	F C内に保管された商品の内、配送に必要な商品をピックアップし、梱包場所に運びます。QRコード検品等の活用により、作業時の出荷ミスを防止し検品精度の向上による適時適切な商品のピックアップを行っています。
梱包	配送単位ごとに区分けした商品を段ボール等の梱包資材で荷造します。
配送	梱包された商品を宅配業者を通じて購入者に届けます。

以下、物流代行のオプションサービスとなります。

サービス詳細	主な特徴
流通加工	小分け、カスタム商品(注3)のパッケージング、半製品の組み立て等の商品付加価値を向上させる作業を行っています。
代金回収	主に代金引換を通販事業者の代わりに行います。代金引換とは、宅配業者が商品を届けると同時にその代金を回収する支払方法のことです。当社が宅配業者と契約することにより、通販事業者にサービスを提供しています。

② 運営代行サービス

「運営代行サービス」とは、通販事業者の依頼を受けて商品撮影、商品データのアップ、受注処理、カスタマーサポート等を、代わりに行うサービスとなります。

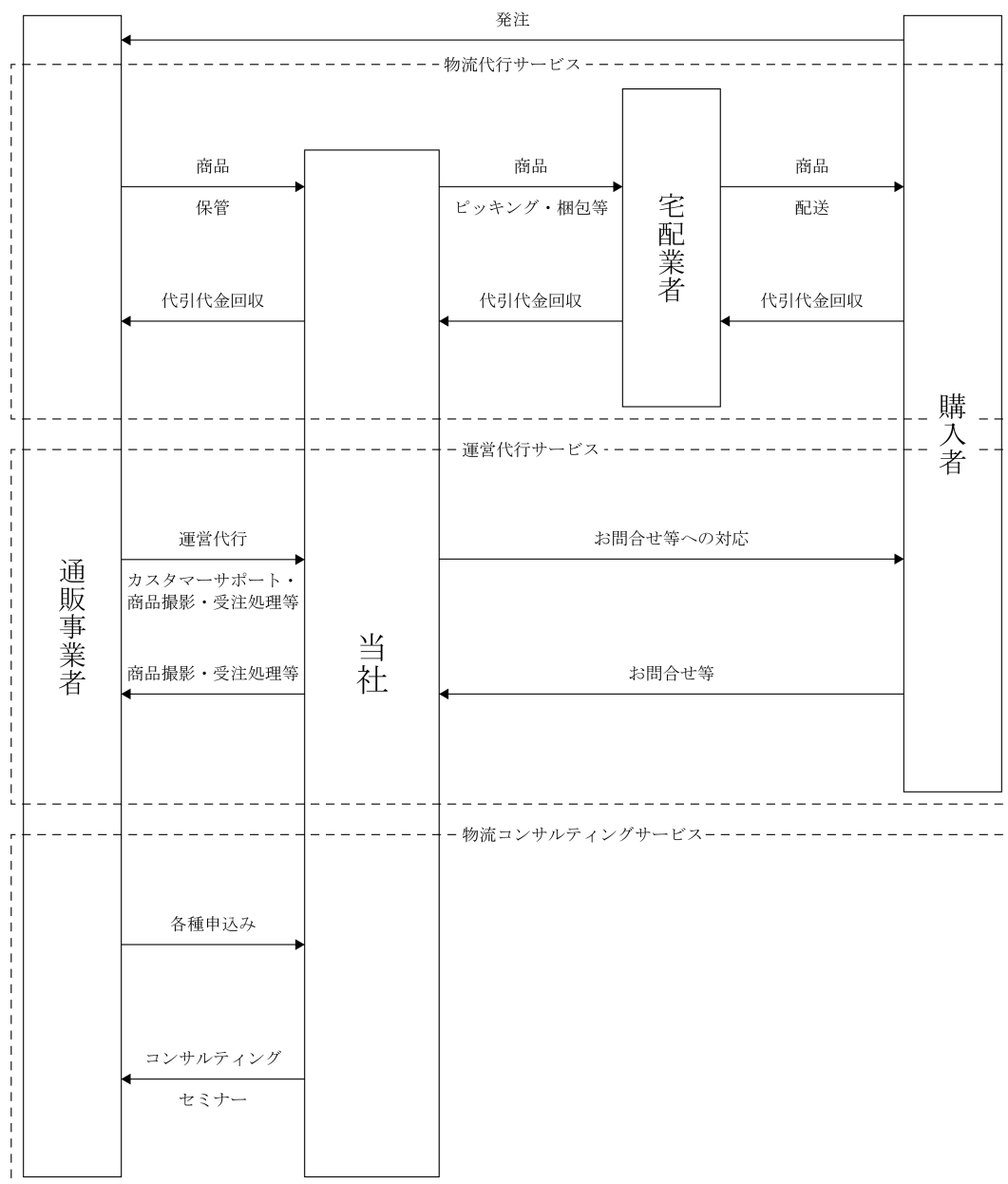
以下、運営代行のオプションサービスとなります。

サービス詳細	主な特徴
商品撮影	通販サイトに掲載するための商品の撮影及び画像の加工を行います。
商品データのアップ	商品撮影した画像や商品情報を通販サイトにアップする対応を行います。
受注処理	通販サイトの注文に対する出荷指示等、配送に必要な処理を行います。
カスタマーサポート	購入者や購入希望者等からメールや電話での問合せ対応を行います。

③ 物流コンサルティングサービス

「物流コンサルティングサービス」とは、当社の通販物流事業で培った経験によるノウハウの蓄積を活かし、会員メルマガ等による情報提供、物流知識や改善のセミナー及び通販事業者の物流現場の改善コンサルティングを有料で提供するサービスとなります。

[事業系統図]



- (注1) 「フルフィルメントサービス」とは、通販サイト運営に係わるサイトの構築から受注処理、カスタマーサポート、商品管理、物流代行、配送、代金回収等まで、通販サイトの運営に係わる代行を一括で提供するサービスをいいます。
- (注2) WMSとは、Warehouse Management Systemの略で、倉庫管理システムを意味し、倉庫内の商品の保管場所、消費期限、入出荷、数量等の情報を管理するソフトウェアをいいます。
- (注3) カスタム商品とは、単純に商品を梱包して発送するのではなく、通販事業者から受ける特有の梱包方法(メッセージカード、キャンペーングッズ、付録の同梱等)に対して個々に対応する商品をいいます。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
166(685)	37.8	3.7	5,176

セグメントの名称	従業員数(名)
通販物流事業	150(685)
全社(共通)	16(0)
合計	166(685)

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイムを含む。)は、年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を()外数で記載しております。
- 2 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、臨時雇用者(パートタイムを含む。)を除く従業員の平均となります。
- 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 4 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門及び内部監査部門に所属しているものであります。
- 5 当社は単一セグメントのため、事業部門別の従業員数を記載しております。
- 6 最近日までの1年間において従業員数が50名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(経営方針)

当社は、通販事業者の通販サイトを經由して購入した通販利用者に希望の商品が届いた時の感動を提供できることが、経営方針の原点であると考えます。そのため、当社はビジョンに『変化を先取りし、人々の感動体験を進化させ続ける』として掲げ、通販物流事業を通してビジョンを実現し続けるために事業の拡大を達成したいと考えます。

(経営戦略)

当社は、20年以上にわたり、通販物流事業者の物流代行サービスを続けてまいりました。今後、通販物流代行サービスのリーディングカンパニーを目指し、既存顧客の満足度向上及び新規顧客の開拓をさらに図るため、以下のミッションを掲げ、事業を拡大させてまいります。

- ・グローバルな視点から流通を俯瞰する
- ・誰よりもその先のお客様に役立つソリューションを探求する
- ・通販／小売物流のプロフェッショナル集団を目指す
- ・最先端テクノロジーを活用する

ことにより、高付加価値を実現する、「感動創造」No. 1 企業をめざす！

具体的な戦略としては、①グローバル物流の動向調査、②顧客ニーズ変化に対応するF C運営、③人材開発、を推進してまいります。

① グローバルな視点での活動

近年のAmazonに代表される米国及び中国を中心とした巨大E C企業の台頭による出荷数の増加や日本国内における労働人口の減少によるドライバー不足を解消する目的から、「運賃値上げ」や「荷受量の総量制限」等の「物流クライシス」が顕在化するなど、物流に関する環境は大きく変化してきております。

また、日本国内は、人口減少や高齢化からくる将来的な消費の減少がいわれておりますが、消費者の購買動向は実店舗からインターネット又はオムニチャネル(注1)化が進むことが見込まれることから、E C市場は引き続き成長過程にあると考えております。

今後も通販物流では、新規E Cプラットフォーム(注2)の台頭や宅配プレーヤーの変遷など、現時点では予測できない変化が起こることが考えられます。

このような環境の下、当社は、20年以上に渡り物流代行を続けてきた経験を活かしつつ、最新のグローバル物流動向を継続的に調査していくとともに良いものを採り入れながら、業務効率化を進め、日本の通販物流のリーディングカンパニーを目指してまいります。

しかしながら、日本国内の人口減少や高齢化から総需要は減少していくことが十分に考えられることから、海外展開も視野に入れ、主に成長著しいと思われるASEAN地域については地元企業と連携を図り、当社の通販物流のノウハウを共有しながら、慎重に進めてまいります。

② 顧客ニーズ変化に対応するF C運営

当社は、当社独自のWMSの機能強化や他社システムとの連携を行ってまいりましたが、競合他社も自前のWMSを持つなど同様の動きを見せており、現在のWMSの機能だけでは他社との差別化が難しくなってきました。そこで当社は、WMSに関しては他社システムとの連携を進める一方、通販事業者である顧客が安心して当社に物流代行を任せていただけるよう、通販物流の周辺サービスを拡充させてまいります。

具体的には、化粧品や医薬部外品など、薬機法の認可が必要な商品の取り扱いを全てのF Cで行うことができるように整備しております。今後も様々な事業者がE Cに参入することが想定され、多種多様な商品を安全に保管、梱包、発送する当社は顧客ニーズに対応していくため、今後も様々な法令に対応してまいります。また、F C内での商品写真の撮影やカスタマーサポート等の運営代行サービスの幅も広げております。

当社は、F C内の業務効率の向上にも力を入れております。関東及び関西の2つのエリアでの稼働により、配送コストの削減や配送リードタイムの短縮に加え、関東エリアではF C間の距離が20km程度と比較的に開設するドミナント戦略を採用して、機動的に人員や商品の移動を行うことで、通販事業者の繁忙の波に柔軟に対応(波動対応)しております。また、一部のF Cでは、無人搬送車、自動製函機及び自動封函機を試験的に導入し、

F C内の自動化を推進しております。また、F Cでの従業員からは常時、改善提案を提案できる制度を設けており、毎月の改善提案は大小合わせて数百に及ぶ等、より良い業務効率を求めて日々改善を続けております。

③ プロフェッショナル人材開発

当社は、上記のビジョン及びミッションを達成するために重要なことは、プロフェッショナル人材の開発であると考えており、今後もプロフェッショナル人材開発プログラムの構築を積極的に続けてまいります。

具体的には、人材開発課を新設し、各種研修を受けられる体制の整備を進めております。また、社員が積極的に業務に関連する資格を取得することを推奨しており、会社が認めた資格については、取得費用については会社が全額負担することや奨励金等の制度を設けております。今後も当社で働く人材が最も活躍できるように仕組みの充実を図ってまいります。

(注1) オムニチャネルとは、買物の入り口、受取、決済、配送等のチャネルが複数用意されており、消費者の希望に合わせて効率よく商品を届ける仕組化であり、消費者が商品を欲しい時にいつでも注文できて希望する場所で受け取れるサプライチェーンであります。

(注2) E Cプラットフォームとは、多くの消費者や第三者が特定のインターネットサイト上に集まり、情報発信、広告及び決済などのサービスが行われている中、モノの売買をインターネット上で行える基盤(プラットフォーム)を提供する企業や個人であります。

(経営環境)

近年、スマートフォンやタブレットといった進化した身近なデバイスの多様化、通販サイトのクリエイティブの向上及び決済手段の多様化等、購入者に対して使いやすい環境が整備されたこと等から、E Cで商品を購入する消費者が増加しております。

当社の通販物流事業を取り巻くBtoC-E C市場(注3)における物販系分野は、2019年は市場規模10兆515億円(前年比8.09%増)、E C化率6.76%(前年比0.54ポイント増)と、市場規模及びE C化率(注4)ともに拡大傾向が続いており(注5)、E C市場は今後も引き続き拡大すると予想されております。

これらの背景から、今後はE Cビジネス展開に注力する企業が増加することが予測されております。当社は、会社設立から通販物流事業を中心にサービス展開し、通販事業者の様々な商品に対応し実績とノウハウを蓄積しており、更なるサービスの強化・拡充を図ってまいります。

(注3) BtoC-E C市場とは、消費者向け電子商取引のことをいいます。

(注4) E C化率とは、店頭(オフライン)やオンライン、電話やFAX、対面販売等も含めたすべての商取引金額(商取引市場規模)に対するE C市場規模の割合をいいます。

(注5) 「令和元年度 電子商取引に関する市場調査」 経済産業省

(目標とする経営指標)

当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、売上高及び経常利益であります。

売上高は、当社及び業界の成長を表す指標と判断しており、業界、競合他社及び当社の成長度合いを計る指標として総合的に判断して決定し、売上高の拡大を目指してまいります。

売上高計画における具体的な策定方法としましては、物流業界、倉庫業界及び顧客となるE C業界の将来展望を指標として、当社独自の戦略により業界成長率にどの程度上乗せして成長できるかを見込んでおります。

経常利益については、当社が持続的な成長を実現するための源泉となり、人員計画や設備投資計画の実行や株主還元を行う上での重要な指標になると考え、総合的に判断して決定し、経常利益の拡大を目指してまいります。

売上高計画の策定内容に対して、必要コストを見積り、売上原価並びに販売費及び一般管理費を算出しております。具体的には、利益に影響が大きい人員計画、設備投資計画、運送料や賃借料等の動向を勘案し、策定しております。

(優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題)

当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は、以下の項目であると認識しております。

(1) 物流代行サービスの効率化

当社は、変化する通販事業者の受注動向を考慮し、適切な人員配置や業務効率の改善に努めることにより、適正な収益を獲得しております。しかしながら、労働人口の減少や雇用情勢の改善から人材の確保は難しくな

きております。したがって、業容の拡大には人員の採用手法の多様化への対応や教育制度を整備するとともに国内外の先端技術を導入することによるシステムティックな効率化の向上が必要不可欠であると考えており、これらを強化することによって物流代行サービスの効率化を進めるとともに、収益性の向上を図り、財務体質の強化に積極的に取り組んでまいります。

(2) 人材の採用及び育成

当社は、持続的な成長を達成するためには、各分野で専門的な能力を持った優秀な人材の確保が重要であると考えております。しかしながら、労働人口の減少や雇用情勢の改善から人材の確保は難しくなっており、また、採用手法の多様化への対応や教育制度を整備するとともに、従業員定着率の向上を目指し、福利厚生制度の拡充やワークライフバランスを考慮した働きやすい職場環境づくり等、就業環境の改善に積極的に取り組んでまいります。

(3) 新規・周辺領域サービスの拡充

当社は、持続的な成長を達成するためには、既存サービスの品質や業務効率の向上が重要であると認識しております。したがって、技術革新、通販事業者や通販利用者のニーズの変遷を迅速に取り入れ、新規・周辺領域サービスの拡充に積極的に取り組んでまいります。

(4) 情報管理体制の強化

当社は、顧客である通販事業者の注文に対する物流代行を行っており、購入者の個人情報を含む膨大な注文に関する情報を保有しております。そのため、システム設計、個人情報に関する社内でのアクセス権限の設定等、取り扱いには十分な注意を払っております。情報の取り扱いに際しては、I SMS 認証(I SO 27001)及びプライバシーマークを取得し、個人情報保護方針及び社内規程に基づき、情報管理体制の整備・運用を強化することで情報漏洩防止に取り組んでまいります。

(5) 内部管理体制の強化

当社は、経営目標を達成するためには健全かつ効率的な内部管理体制の強化が必要不可欠であると考えております。そのために業務フローの整備や文書化を進めるとともに内部監査等による運用状況の確認と改善に努めております。また、リスク管理やコンプライアンスについては、常勤役員が出席するリスクコンプライアンス委員会を運営することで恒常的に意識を高めており、引き続き経営者を中心とした内部管理体制の強化に積極的に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況及び経理の状況等に関する項目のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある重要な項目を記載しております。また、当社が必ずしも事業等のリスクとは考慮していない項目についても、投資者に対する情報開示の観点から記載しております。

なお、文中に将来に関する項目は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境について

① E C市場の成長性

当社の顧客である通販事業者が利用するE C市場は、スマートフォンやタブレットと進化した身近なデバイスの多様化、通販サイトのクリエイティブの向上及び決済手段の多様化等、購入者に対して使いやすい環境が整備され、Eコマース化の拡大により安定的な成長を継続していることから、当社事業の需要拡大に良い影響を与えております。

しかしながら、今後のE C市場の成長鈍化や主要顧客がデバイスの多様化やインターネットサービスの進化に対応できなかった場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社は営業力を強化し、有望分野を中心に新規顧客を継続的に獲得していくことで、主要顧客の売上高の変動による当社業績への影響の通減を図ってまいります。

② 他社との競争

当社が属する通販物流業界は、E C市場の拡大に伴い、それを好機として競合他社は増加しつつあります。当社の提供する物流代行サービスや運営代行サービスは、通販事業者が満足する品質や価格の提供を維持することに努めており、競合他社が増加しつつあるものの、当社事業は順調に拡大しております。

しかしながら、競合他社との品質や価格等の競争が激化した場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社は従業員に対し、品質や業務効率の向上を目的とした改善提案活動を推奨しており、日々の創意工夫を実作業に反映し共有していく取り組みを継続しております。また、試験的ではあるものの自動搬送ロボット(AGV)、製函機や封函機の導入による「自動化・半自動化」を進めており、競合他社に対して品質や価格で対抗できる体制を整備し続けることで、当社業績への影響の通減を図ってまいります。

③ 宅配事業者による影響

当社の通販物流事業は、宅配事業者に宅配サービスを委託し、購入者に商品を届けることができることでサービスの提供が成り立っております。現在、宅配事業者を取り巻く市場環境は、重労働問題や雇用情勢改善による人手不足もあり、労働者の賃金値上げにより、当社も運賃値上げ等の影響を受けております。当社の宅配サービスの外注先については、大手宅配事業者に委託する割合が相対的に大きく、これらの会社が何らかの事情で宅配事業が行えなくなることやこれらの会社との取引ができなくなる可能性はゼロではありません。

このようなリスクを踏まえ、当社は既存の大手宅配事業者との継続的な交渉、他の大手宅配事業者や地域宅配事業者の新規開拓等に努めておりますが、これらの施策にも係わらず、運賃値上げや宅配個数制限の影響を回避できなかった場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

④ F Cの賃貸借契約に関するリスク

当社の通販物流事業は、拠点であるF Cを賃貸借するにあたり、主に貸主と賃貸借契約を締結しております。定期賃貸借契約においては、契約期間中は解約できない旨が定められておりますが、契約期間満了後は貸主の意思等により必ずしも更新されるとは限りません。普通賃貸借契約においては、解約予告期間が定められており、貸主の都合等により中途解約が可能となっております。これらの賃貸借契約が何らかの要因で継続できない状況となった場合は、新規F Cの開設や既存F Cを活用する方針であります。

しかしながら、代替拠点を確保できない場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ F Cの賃借料上昇のリスク

当社の通販物流事業は、④に記載のとおり、拠点であるF Cを賃貸借するにあたり、主に貸主と賃貸借契約を締結しております。なお、定期賃貸借契約においては契約更新時、普通賃貸借契約においては契約期間中に、相場環境の上昇を理由に賃借料の引き上げを求められることが考えられ、その場合には適正な賃借料を検証し、貸主と協議を行ったうえで、賃借料の決定、契約の解約又は更新の可否を行う方針であります。しかしながら、貸主との協議にも係わらず、賃借料上昇に伴う価格の引き上げを通販事業者にご理解頂けない場合や契約の解約又は終了により、これに代替するF Cの確保が困難となった場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社は既存貸主、物流不動産仲介会社及び金融機関から物流不動産情報を常時収集し、次のF C開設計画が滞ることがないように努めており、当社業績への影響の通減を図ってまいります。

なお、本書提出日現在、当社が賃借しているF C 1件について、賃貸人から建物賃料増額等請求事件を提起されております。当社は、会計監査人、顧問弁護士と協議の上、妥当と判断する賃借料の増額金額を未払費用として計上しておりますが、賃貸人の請求を全面的に認める判決となった場合、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制について

当社の通販物流事業は、「倉庫業法」、「貨物利用運送事業法」、「個人情報保護法」等の法的規制が存在します。当社では、上記を含む各種法的規制について、法令遵守体制の整備・強化及び社員教育を行っております。

本書提出日現在において各種許認可等の取消事由は発生しておりませんが、今後新たな法令の制定や既存法令等の改正又は解釈の変更が行われ、当社が新たな規制に適時適切に対応することができない場合、許認可等の取消を受けた場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

現在、5つのF Cは倉庫業法に基づく営業倉庫として、1つのF Cは貨物利用運送事業法に基づく保管施設として許認可を受け、運営を行っております。

このようなリスクを踏まえ、当社はこれらの法令規則の改正又は解釈の変更については、顧問弁護士等に相談しつつ対応していくことにしております。例えば、通販事業者から新たな商品を預かることとなった場合、その商品の取り扱いにおいて許認可等の要否を当該通販事業者に確認し、場合に応じて顧問弁護士等に確認の上、取り扱いを開始することとしており、行政処分等により業務運営に支障をきたすことがないように留意しております。

許認可事業	法律	監督官庁	許認可等の内容	有効期限	取消事由
倉庫業	倉庫業法	国土交通省	登録	なし	同法第21条
第一種貨物利用運送事業	貨物利用運送事業法	国土交通省	登録	なし	同法第16条

(3) 設備投資について

当社は、今後のE C市場に伴う当社事業の需要拡大に備え、F Cの新設や既存F Cの機能強化等を目的とした設備投資を行っております。F Cの新規開設を行った場合には、新規投資に見合う水準までF Cの稼働率が上昇するまでに一定の期間を要するほか、借入面積の増加に伴う賃借料負担の増加や新F C立上げに伴う人員増強のための労務費増加等の先行投資が発生するため、一時的に営業損益の低下要因となる傾向があります。

さらに、事業環境の予期せぬ変化等により、計画した成果や資金回収が得られない場合又は資産が陳腐化した場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社は、設備投資案件の内容により、取締役会において、設備投資計画に基づく十分な検討を行った上で投資の意思決定をしており、また、投資実行後も定期的な事業計画の進捗確認を実施し、当社業績への影響の通減を図ってまいります。

(4) 人材の採用及び育成について

当社事業が、持続的な成長を達成するためには、人材の確保及び育成が重要であると考えております。現在、労働人口の減少や雇用情勢の改善による人手不足の影響もあり、従業員の採用は厳しい状況であります。今後、雇用情勢がさらに悪化し、従業員の採用や育成した従業員の定着が順調に進まなかった場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社は、人事・教育部門の人員強化を継続して行い、新卒採用による人員の確保や採用手法の多様化への対応や教育制度の整備を継続しております。また、従業員定着率の向上を目指し、福利厚生制度の拡充やワークライフバランスを考慮した働きやすい職場環境づくり等、就業環境の改善に積極的に取り組み、従業員の定着と優秀な人材確保を図ることで、当社業績への影響の通減を図ってまいります。

(5) 情報セキュリティについて

当社は、顧客である通販事業者の商品の配送に関して、購入者の個人情報を含む膨大な注文に関する情報を保有しております。そのため、システム設計、個人情報に関する社内でのアクセス権限の設定等、情報の取り扱いには十分な注意を払っており、I SMS認証(I SO27001)及びプライバシーマークを取得の上、個人情報保護方針及び社内規程を整備し、情報管理体制の運用を強化しております。

しかしながら、不測の事態による個人情報の喪失や外部への漏洩事故が発生した場合には、当社への損害賠償請求や信用失墜による顧客喪失等、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) システム障害について

当社の事業運営は、倉庫管理システムであるWMS(Warehouse Management System)等、主にインターネットを経由して処理されるよう設計されております。したがって、想定外の自然災害又は事故、コンピューターウィルスによる不正侵入もしくは誤操作等による大規模なシステム障害の発生により業務が停滞した場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社は、セキュリティレベルが高いと考えられるサーバーの利用、役職・役割に応じた適切なアクセス権限の設定等、システム障害の未然防止に努めるとともに、万が一のシステム障害の発生の際に備え、外部機関と連携し対応するシステム部門の人員を継続的に強化し、システム障害による当社業績への影響の通減を図ってまいります。

(7) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長であり、創業者である角井亮一は、経営方針や経営戦略の決定等、当社の事業運営において重要な役割を果たしております。また、当社は特定の個人に過度に依存することがないよう、取締役通販物流事業部長大森茂をはじめとする経営幹部役職者を拡充し、経営人材の育成及び権限委譲を進めております。

しかしながら、同人がなんらかの理由により経営者として業務執行ができなくなった場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社は、必要に応じて中途採用による経営幹部の採用を行うとともに教育制度を拡充することで、経営幹部育成を行い、特定人物への依存による当社業績への影響の通減を図ってまいります。

(8) コンプライアンスに関するリスクについて

当社は、リスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、リスクコンプライアンス委員会を設置し、法令違反等のリスク低減について協議し、その結果を役職員の法令遵守体制の整備・強化及び社員教育に役立てております。

しかしながら、上記に反し当社の役職員が法令違反行為等を行うことや情報管理体制の不備による個人情報の喪失や外部への漏洩事故が発生した場合には、当社への損害賠償請求や社会的信用の失墜等、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社は、法的規制に対する情報収集と対応や、情報管理体制を整備し続けることで、訴訟等のリスクの軽減に努めております。その他業務における誤謬、事故や法令違反等についてリスクコンプライアンス委員会に報告・協議するとともに労働基準法やハラスメント防止法に係わる社員教育や内部通報制度の整備等により、重大な事態にならないよう未然防止策の導入を進め続けることで、訴訟等による当社業績への影響の軽減を図ってまいります。

(9) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役職員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。そのため、対象者に付与されている新株予約権が行使された場合には、既存株主の保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は341,000株であり、発行済株式総数2,860,000株の11.92%に相当します。

(10) 新型コロナウイルスの影響について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による世界的な経済活動の停滞により、先行きは非常に不透明な状況にあるものの、主な顧客である通販事業者が属するEC市場は拡大傾向にあることから、重要な影響は出ておりません。このような状況を踏まえ、その影響は限定的であるとの仮定に基づき当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束が遅れた場合には、当社の将来における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

また当社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う稼働停止を最大限回避するため、就業時の予防対策を行っております。役職員等に対し、出社時の検温や出社時及び外出からの帰社時の手洗いとうがいを行わせるとともに、役職員の周辺で感染者が出ていないか等の情報収集を行い、感染予防対策を行っております。

しかしながら、上記対策を行っているにも関わらず、当社の役職員等への新型コロナウイルス感染が発生した場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 災害リスクについて

当社は物流センターを運営し、顧客の商品の保管・発送業務を行っています。このため、地震や風水害等の災害により、物流センターが被害を受け、又は輸送経路が遮断されるなどの事態が発生した場合、物流業務が停滞し、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社は従業員が帰宅できなかった場合の食料品等の備蓄品を各FCに備えており、非常電源を設置しております。また、関東と関西にそれぞれ拠点を配置することで、どちらかの地域で事業が継続できる体制をとっております。経営管理面においては、社内サーバーをクラウド環境にて管理する等の体制を整えております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は以下のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

第21期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、雇用環境の改善による緩やかな景気回復が続いていたものの、2019年10月からの消費税増税による景気の減速や米中間の通商問題、英国のEU離脱等の海外経済の動向に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による世界的な経済活動の停滞により、先行きは非常に不透明な状況にあります。

当社を取り巻くEC市場の環境は、引き続き小売りのEC化が進み、2019年度におけるBtoC-EC市場の伸び率は6.67%増(出典:「ITナビゲーター2020年版」 2019年12月4日 野村総合研究所)の見通しなど、主な顧客である通販事業者の商圏であるEC市場が拡大していることから、依然として当社事業に追い風になっております。

このような環境の下、当社は引き続き顧客からの要望と信頼に応えるべく、物流品質を高める行動を進めるとともに、業務効率改善への先行投資として、封函機やAGV(無人搬送車)の導入を行い、自動化可能な業務範囲を広げることに努めました。

一方で、雇用環境の改善による企業の人手不足感の高まりやEC化の進展による宅配件数増加の影響により、物流業界では人材確保のための労働条件改善を目的とした宅配会社の料金値上げはありましたが、特に今期から本格稼働した2つのFC(東京都足立区、大阪府大阪市)の賃借料負担の増加や新センター立上げに伴う人員増強のための労務費増加等の影響により、売上原価率が前事業年度の90.2%から93.7%と上昇し、収益面で厳しい結果となりました。

なお、東京、足立、埼玉、三郷及び大阪FCの5拠点に加え、2019年10月に有限会社あきゅらいず(現 株式会社LIGUNA)の物流子会社である株式会社TETOTETOから通販物流事業を譲り受け、三鷹サテライトセンターの稼働を開始しております。

また、業容拡大に伴う管理部機能の拡充を目的とした人員増強に備え、2020年1月に東京都千代田区神田練堀町に東京本社を移転しました。

その結果、当事業年度の業績は、売上高8,385,453千円(前年同期比12.6%増)、営業利益は荷造運賃、労務費及び賃借料等の増加により売上原価が前年同期比16.9%増加し、また間接部門の強化に伴う人件費の増加等により販売費及び一般管理費が前年同期比28.2%増加したことにより、84,911千円(同77.7%減)となり、経常利益は102,705千円(同73.6%減)、当期純利益は76,545千円(同71.6%減)となりました。

第22期第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた緊急事態宣言が解除された2020年5月以降、段階的に経済活動の再開が見られたものの、2021年1月に緊急事態宣言が再度発令され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社を取り巻くEC市場の環境は、2019年におけるBtoC-EC市場における物販系分野は10兆515億円(前年比8.09%増)、EC化率は6.76%(前年比0.54ポイント増)と増加しており、引き続きEC市場は拡大傾向と考えられます(出典:「令和元年度 電子商取引に関する市場調査」 経済産業省)。また、新型コロナウイルス感染症の影響から、当社の主たる顧客である通販事業者につきましては、実店舗での営業に様々な制限を受けたことにより、新規に通販事業を開始する傾向が見られました。

当社においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、従業員が安心・安全に働ける環境を整備するとともに、当社は日本の通販事業者と消費者を繋ぐインフラ事業の側面を持つことを自覚し、安全対策と事業拡大の両立に向けた施策を会社一丸となって取り組んでまいりました。

従業員の安全対策については、出勤日には体調不良者の有無について報告することを徹底するとともに、事務職のテレワークの一部導入及び役職員のマスク着用義務等を行ってまいりました。

事業面については、新規に通販を開始する事業者のお問合せ数の増加と営業活動が功を奏し、新規の顧客数は順調に増加いたしました。また、既存の顧客については、新型コロナウイルス感染症の影響により、出荷数を大幅に伸ばす顧客と出荷数が伸び悩む顧客の両極化が見られました。

その結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高7,969,844千円、営業利益193,767千円、経常利益209,035千円、四半期純利益129,062千円となりました。

財政状態の状況

第21期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(資産)

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べて、272,270千円増加し3,279,362千円となりました。これは、流動資産のうち、新規F C開設に伴う前払賃料の増加などにより前払費用が60,427千円増加したこと、及び利益減少に伴う中間還付法人税等の増加により未収法人税等が37,592千円増加したこと、並びに現金及び預金が12,017千円増加したこと、固定資産のうち、工具、器具及び備品が空調設備の取得などにより70,236千円増加したこと、及び建物附属設備が内装工事などにより35,091千円増加したこと、並びに機械装置が自動こん包ラインシステムの取得などにより33,927千円増加したことによるものです。

(負債)

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べて、214,048千円増加し2,193,729千円となりました。これは、流動負債のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な出荷数減少で荷造運賃が減少したことなどにより買掛金が96,867千円減少したこと、及び利益減少に伴い未払法人税等が70,187千円減少したものの、新規F C開設に伴うフリーレント部分の未払賃料の増加などにより未払金が304,838千円増加したこと、固定負債のうち、設備投資に必要な資金の調達として長期借入金が68,380千円増加したことによるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末に比べて、58,221千円増加し1,085,633千円となりました。これは、主に当期純利益の計上による繰越利益剰余金が56,497千円増加したことによるものです。

第22期第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

(資産)

当第3四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末比973,504千円増の4,252,867千円となりました。流動資産は未収法人税等などの還付により減少したものの、現金及び預金や売上高増加に伴う売掛金などの増加により、前事業年度末比911,822千円増の2,786,621千円となりました。固定資産は、減価償却費の計上により有形固定資産などは減少したものの、新規センター開設に伴う差入保証金などの増加により、前事業年度末比61,682千円増の1,466,246千円となりました。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末比769,804千円増の2,963,533千円となりました。流動負債は出荷数増加に伴う荷造運賃に係る買掛金の増加や新規F C開設に伴うフリーレント部分の未払賃料に係る未払金などの増加により、前事業年度末比671,343千円増の2,295,541千円となりました。固定負債は、転貸に伴う預り保証金の増加や新規F C開設に伴う設備投資としての長期借入金などの増加により、前事業年度末比98,460千円増の667,991千円となりました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は、四半期純利益の計上などの増加により、前事業年度末比203,700千円増の1,289,334千円となりました。

この結果、自己資本比率は、前事業年度末比2.8ポイント減の30.3%となりました。

② キャッシュ・フローの状況

第21期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、877,110千円となり、前事業年度末と比べて12,017千円の増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は242,491千円(前事業年度は474,495千円の獲得)となりました。これは、主に各F Cの有形固定資産やWMS等のソフトウェアに係る減価償却費110,134千円の計上及び税引前当期純利益102,705千円の計上並びに新規F C開設に伴うフリーレント部分の未払賃料の増加による未払金311,405千円の増加等により資金増加があった一方、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な出荷数減少に伴う荷造運賃の減少などによる仕入債務96,867千円の減少及び新規F C開設に伴う前払賃料の増加などによる前払費用60,417千円の増加並びに法人税等の中間分の支払額132,659千円の計上等により資金減少があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は265,754千円(前事業年度は551,346千円の使用)となりました。これは、仕入債務に係る保証金の回収などによる収入36,415千円があった一方、主に新規F C開設に伴う有形固定資産の取得による支出210,328千円及び新規F C開設などに伴う保証金の差入による支出76,416千円の資金の減少があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、得られた資金は35,301千円(前事業年度は248,459千円の獲得)となりました。これは、新規F C開設資金として長期借入れによる収入180,000千円にて資金が増加した一方、主に長期借入金の返済による支出126,428千円等の資金が減少した影響によるものです。

(2) 生産、受注及び販売の状況

① 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

② 受注実績

当社の受注実績は、販売実績とほぼ一致しておりますので、受注実績に関しては販売実績の項をご参照ください。

③ 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、以下のとおりであります。なお、当社の事業セグメントは、通販物流事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	第21期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)	第22期第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
通販物流事業(千円)	8,385,453	112.6	7,969,844

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

相手先	第20期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第21期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第22期第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
(株)LDH JAPAN	1,306,896	17.6	1,280,075	15.3	1,279,983	16.1
(株)カーブスジャパン	1,051,882	14.1	1,037,402	12.4	747,470	9.4

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績の分析

第21期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(売上高、売上原価及び売上総利益)

当事業年度における売上高は8,385,453千円(前年同期比12.6%増)となりました。これは主に新規顧客を獲得したことにより、消費者からの注文が増加し、運送売上高が増加したこと、新規顧客を獲得したことにより、第19期に設立した三郷FCと当事業年度に設立した足立FCの稼働率が上昇し、保管業務や管理業務が含まれるセンター売上高が増加したことによるものです。また、売上原価は7,854,500千円(同16.9%増)となりました。これは主に消費者からの注文が増加したことによる荷造運賃及びFC内作業増加に伴う労務費の増加に加え、保管面積の増加によって賃借料等が増加したことによるものです。この結果、売上総利益は530,952千円(同27.2%減)となりました。

(販売費及び一般管理費並びに営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は446,041千円(前年同期比28.2%増)となりました。これは主に間接部門の強化に伴う人件費の増加及び東京本社の移転費用が発生したことによるものです。この結果、営業利益は84,911千円(同77.7%減)となりました。

(営業外損益及び経常利益)

当事業年度における営業外損益は17,793千円(前年同期比112.9%増)となりました。これは主に保険金収入により営業外収益が増加したことによるものです。この結果、経常利益は102,705千円(同73.6%減)となりました。

(特別損益及び当期純利益)

当事業年度における特別利益及び特別損失は発生しておりません。また、法人税、住民税及び事業税24,878千円並びに法人税等調整額1,281千円を計上しております。この結果、当期純利益は76,545千円(前年同期比71.6%減)となりました。

第22期第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

(売上高、売上原価及び売上総利益)

当第3四半期累計期間における売上高は7,969,844千円となりました。これは主に顧客社数の増加があったことによるものです。また、売上原価は7,325,997千円となりました。これは主に顧客社数の増加に伴う荷造運賃費等の増加や、新規F C運営に伴う賃借料の増加があったことによるものです。この結果、売上総利益は643,846千円となりました。

(販売費及び一般管理費並びに営業利益)

当第3四半期累計期間における販売費及び一般管理費は450,078千円となりました。これは主に管理部門の強化に伴う人件費の増加があったことによるものです。この結果、営業利益は193,767千円となりました。

(営業外損益及び経常利益)

当第3四半期累計期間における営業外損益は15,267千円となりました。これは主に事業所税還付による収益16,693千円を計上したことによるものです。この結果、経常利益は209,035千円となりました。

(特別損益及び四半期純利益)

当第3四半期累計期間における特別損益は294千円となりました。これは固定資産売却益343千円を計上したことによるものです。

以上の結果、税引前四半期純利益は209,329千円、四半期純利益は129,062千円となりました。

財政状態の分析

財政状態の分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

キャッシュ・フローの状況の分析に関する情報については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

③ 資本の財源及び資金の流動性に関する情報

当社における資金需要は、主として荷造運賃、賃借料等の運転資金及びF C新設時の設備導入並びに保証金の差入等があります。運転資金の財源については自己資金により賄い、F C新設等の資金につきましては、株式上場時の新株発行による調達資金の活用及び金融機関からの調達を予定しております。なお、資金の流動性については、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は877,110千円となっており、また、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しているため、十分な流動性を確保しているものと考えております。

④ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表等は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる様々な要因にもとづき見積り及び判断を行っておりますが、不確実性があるため、将来生じる実際の結果と異なる可能性があります。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

(固定資産)

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(繰延税金資産)

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保でき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産及び法人税等調整額に影響を及ぼす可能性があります。

(貸倒引当金)

当社は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。将来、取引先の財務状況等が悪化し支払能力が低下した場合、貸倒引当金の繰入額の増加又は貸倒損失が発生する可能性があります。

⑤ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 目標とする経営指標」に記載のとおり、売上高及び経常利益を重要指標としております。

第21期事業年度は、上記「① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容」に記載のとおり、売上高は増加し、経常利益は減少しました。今後も原価及び経費の低減を図りつつ、売上高及び経常利益の拡大に努めてまいります。

	第20期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第21期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第22期第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高 (千円)	7,446,577	8,385,453	7,969,844
経常利益 (千円)	389,671	102,705	209,035

4 【経営上の重要な契約等】

事業譲渡契約

当社は、2019年9月13日開催の取締役会において、株式会社TETOTETO(以下「TETOTETO社」)の事業を譲り受けることを決議し、同日付けでTETOTETO社と締結した事業譲渡契約に基づき、2019年10月1日付けで事業譲受を行っております。その主な内容は、次のとおりであります。

(1) 事業譲受の概要

譲り受ける相手会社の名称 株式会社TETOTETO

事業の内容 通販物流等のアウトソーシング事業

(2) 事業譲受日

2019年10月1日

(3) 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

その他詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項」の(企業結合等関係)をご参照ください。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第21期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当事業年度においては、物流センターの新設、既存物流センターの機能強化等を目的とした設備投資を実施いたしました。

当事業年度の設備投資の総額は、248,750千円であり、単一セグメントである通販物流事業について示すと、以下のとおりであります。

当事業年度の設備投資のうち主なものは、三郷F C、足立F C及び大阪F Cの空調設置工事64,230千円、埼玉F C、三郷F C及び大阪F Cの大型ファン設置工事29,000千円、東京F Cの自動梱包ライン設置工事31,601千円、東京本社の移転工事18,163千円、各F Cのエアコン設置17,427千円及び大阪F Cのセキュリティルーム工事16,429千円であります。また設備投資の総額のうち9,410千円は期末日現在未完成のため、建設仮勘定に計上しております。

第22期第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

当第3四半期累計期間においては、生産設備の増強などを目的とした設備投資を実施いたしました。

当第3四半期累計期間の設備投資の総額は、通販物流事業における39,344千円であり、主なものは、習志野F Cの内装工事等17,079千円、フォークリフト7,160千円、中型トラック7,770千円であります。

2 【主要な設備の状況】

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)								従業員数 (名)
			建物 附属設備 及び 構築物	機械及び 装置	車両 運搬具	工具、 器具及び 備品	ソフト ウェア	リース 資産	その他	合計	
東京本社 (東京都千代田区)	通販物流 事業	本社 機能	16,895	—	—	3,006	9,628	2,902	1,971	34,404	12
東京 セミナールーム (東京都千代田区)	通販物流 事業	セミナー ルーム	346	—	—	—	—	—	—	346	5
東京F C (東京都江戸川区)	通販物流 事業	物流 センター	32,145	27,914	0	9,323	—	—	—	69,383	41(168)
埼玉F C (埼玉県八潮市)	通販物流 事業	物流 センター	120,083	—	7,680	46,923	—	—	—	174,688	27(267)
三郷F C (埼玉県三郷市)	通販物流 事業	物流 センター	73,425	—	2,096	32,541	—	—	—	108,062	12(93)
大阪F C (大阪府大阪市西淀 川区)	通販物流 事業	物流 センター	36,700	6,012	3,749	38,053	278	—	193	84,988	9(28)
足立F C (東京都足立区)	通販物流 事業	物流 センター	27,878	—	4,106	32,100	—	—	177	64,261	9(21)
三鷹サテライト センター (東京都三鷹市)	通販物流 事業	物流 センター	—	—	805	—	—	—	—	805	5(12)

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 従業員数は、臨時雇用者数を年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)で()内に外数で記載しております。

3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4 帳簿価額のうち「その他」は、長期前払費用であります。

5 東京本社、東京セミナールーム、各F C及びサテライトセンターの建物を賃借しております。年間賃借料は1,766,367千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2021年1月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
東京F C (東京都江戸川区)	通販物流事業	生産性向上用 設備	12,000	-	自己資金及び増資 資金	2021年4月	2023年3月	(注)1
埼玉F C (埼玉県八潮市)	通販物流事業	生産性向上用 設備	52,000	-	自己資金及び増資 資金	2021年4月	2023年3月	(注)1
三郷F C (埼玉県三郷市)	通販物流事業	生産性向上用 設備	48,000	-	自己資金及び増資 資金	2021年4月	2023年3月	(注)1
足立F C (東京都足立区)	通販物流事業	生産性向上用 設備	60,000	-	自己資金及び増資 資金	2021年4月	2023年3月	(注)1
大阪F C (大阪府大阪市西淀 川区)	通販物流事業	増床及び生産 性向上用設備	54,000	-	自己資金及び増資 資金	2021年4月	2023年3月	(注)1
習志野F C (千葉県習志野市)	通販物流事業	生産性向上用 設備	18,000	-	自己資金及び増資 資金	2021年4月	2023年3月	(注)1
新規F C (未定)	通販物流事業	新規設立及び 生産性向上用 設備	135,000	-	自己資金及び増資 資金	2021年9月	2023年3月	(注)1
大阪第2F C (大阪府大阪市)	通販物流事業	新規設立及び 生産性向上用 設備	159,000	-	自己資金及び増資 資金	2022年3月	2023年3月	(注)1

(注) 1 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,440,000
計	11,440,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,860,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,860,000	—	—

- (注) 1 2018年6月15日開催の取締役会決議により、2018年6月27日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は12,150株増加し、13,500株となっております。
- 2 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は2,845,700株増加し、2,860,000株となっております。また、2020年11月24日開催の臨時株主総会により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、役職員に対するインセンティブプランとしてストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	2019年3月15日	2020年1月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 3	当社従業員 127
新株予約権の数(個)※	500	695 [686]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	普通株式 500 [100,000] (注)1、2	普通株式 695 [137,200] (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	57,449 [288] (注)2、3	77,500 [388] (注)2、3
新株予約権の行使期間※	自 2021年3月16日 至 2029年3月15日	自 2022年1月17日 至 2030年1月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 57,449[288] 資本組入額 28,725[144] (注)2、4	発行価格 77,500[388] 資本組入額 38,750[194] (注)2、4
新株予約権の行使の条件※	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項※	(注)6	(注)6
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)8	(注)8

※ 最近事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2021年1月31日)にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については内容に変更はありません。

決議年月日	2020年7月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 3 当社従業員 96
新株予約権の数(個)	523 [519]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 523 [103,800] (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000 [500] (注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2022年7月16日 至 2030年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000[500] 資本組入額 50,000[250] (注)2、4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

※ 新株予約権の付与時における内容を記載しております。本書提出日の前月末現在(2021年1月31日)にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については内容に変更はありません。

- (注) 1 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- 2 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- 4 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 5 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。))は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- 6 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- 7 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- 8 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以

下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注)5に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。
- 9 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年6月27日 (注)1	12,150	13,500	—	80,000	—	—
2020年7月31日 (注)2	800	14,300	40,000	120,000	40,000	40,000
2020年9月30日 (注)3	2,845,700	2,860,000	—	120,000	—	40,000

(注)1 2018年6月15日開催の取締役会決議により、2018年6月27日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

- 2 有償第三者割当増資
発行価格 800株
100,000円
資本組入額 50,000円
主な割当先 イー・ロジット従業員持株会、(株)カーブスジャパン、サンコー(株)、パークレイグローバルコンサルティング&インターネット(株)

- 3 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

(4) 【所有者別の状況】

2021年1月31日現在

2021年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	10	—	—	6	16	—
所有株式数(単元)	—	—	—	17,340	—	—	11,260	28,600	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	60.6	—	—	39.4	100.0	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,860,000	28,600	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,860,000	—	—
総株主の議決権	—	28,600	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元策を重要な経営課題と認識し、利益配当を行っておりますが、今後につきましては、業績・財務状況や今後の事業計画等を総合的に勘案し、内部留保と利益配当のバランスを取りつつ行ってまいります。

加えて、経営基盤の安定化のための財務体質を強化するとともに事業規模を拡大させることによって、企業価値の拡大を目指してまいります。

剰余金の配当は、期末配当を行っていくことを考えており、株主総会の決議によるものとなっております。

第21期事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり400円としております。

また、将来的には機動的な株主還元策を行えるよう、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行える旨を定款に定めております。

内部留保資金の使途につきましては、今後の新規F C投資用として投入していくこととしております。

なお、基準日が第21期に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2020年6月26日 定時株主総会	5,400	400

(注) 2020年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。なお、上記1株当たり配当額は、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な事業成長を達成することによって、企業価値の最大化を図ることを目標としております。

そのためにコンプライアンスの徹底、適切な情報開示等、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築及び企業の社会的責任を果たすべく、経営環境の変化に迅速に対応し、最適な経営管理体制の選択・改善・強化の努力を行ってまいります。

上記内容を実行することによって、株主・取引先・役職員等のすべてのステークホルダーから信頼を得て、良好な関係を構築してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、経営環境の変化等を鑑み、コーポレート・ガバナンス体制を適正に見直すことを常に念頭に置いております。現在、取締役会の監督及びコンプライアンス等が適切に機能できると判断し、以下の体制を選択しております。

(取締役会)

当社の取締役会は、本書提出日現在代表取締役社長である角井亮一を議長として、取締役4名(うち1名は社外取締役)で構成されております(各取締役の氏名等については、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧」をご参照ください。)。取締役会規程、職務権限規程等の社内規程に基づき、当社の業務執行全般の意思決定及び各取締役の業務執行状況の報告を行っております。なお、取締役会は毎月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて開催される臨時取締役会で経営の基本方針を含む重要事項の決議又は報告を行っております。また、監査役による取締役の業務執行状況の監督が行われております。

(監査役会)

当社の監査役会は、常勤監査役である菅田勝を議長として、社外監査役4名で構成され、内訳は常勤監査役2名及び非常勤監査役2名であります(各監査役の氏名等については、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧」をご参照ください。)。監査役会は、取締役会への出席を通じて、取締役の業務執行及び会社経営の適正性を監視しております。

(経営会議)

当社の経営会議は、代表取締役社長である角井亮一を議長として、代表取締役社長のほか、常勤取締役、常勤監査役で構成され、経営会議規程、職務権限規程等の社内規程に基づき、原則毎月1回、取締役会に次ぐ重要な会議体として、重要事項に関する情報の共有や協議を行っております。

(リスクコンプライアンス委員会)

当社のリスクコンプライアンス委員会は、代表取締役社長である角井亮一を委員長として、代表取締役社長のほか、常勤取締役、常勤監査役、内部監査責任者等で構成され、リスク管理規程、コンプライアンス規程に基づき、経営に関するリスクやコンプライアンスについての重要事項を協議しております。なお、委員会の開催は、原則四半期に1回としております。

(内部監査)

内部監査は、代表取締役社長が任命した内部監査責任者1名が担当しております。内部監査規程に基づき、内部統制の有効性及び業務執行状況について監査及び調査を定期的に実施しております。監査の結果については、代表取締役社長及び監査役に対して報告するとともに、被監査部署に対して改善指示・助言・提案を行っております。内部監査責任者は、監査役及び会計監査人と定期的に情報交換を行うことにより、相互に連携を図っております。

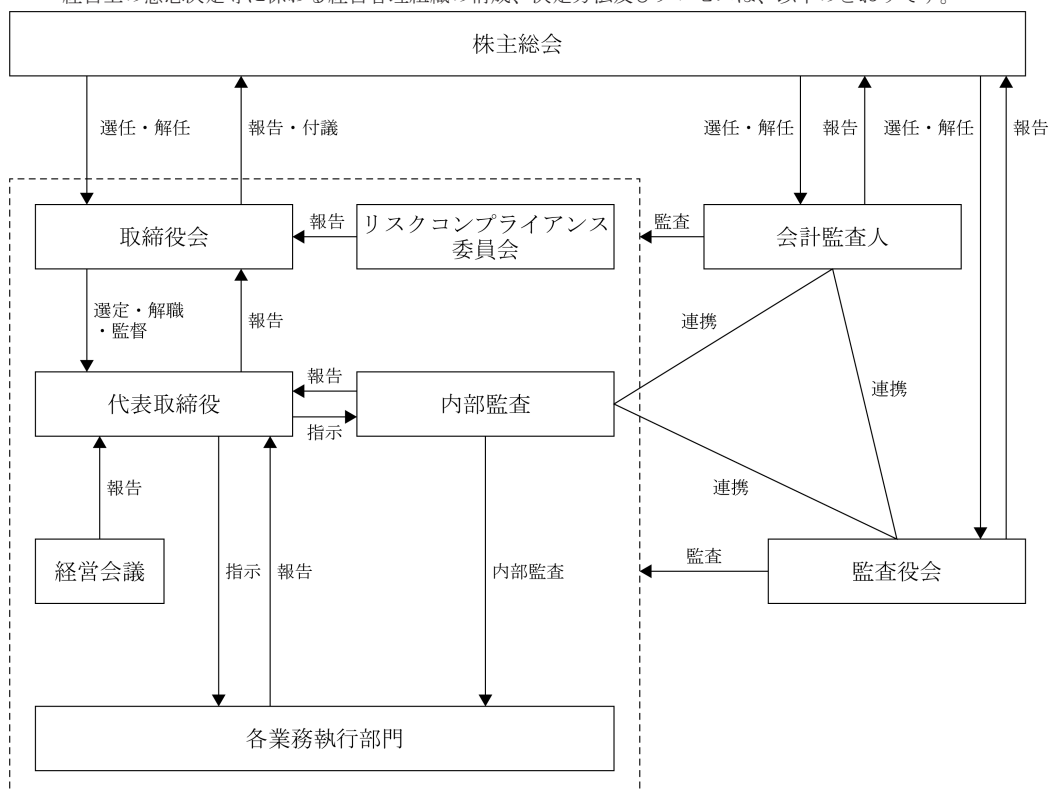
(監査役監査)

監査役監査については、監査計画に基づく監査役監査を実施するとともに取締役会や経営会議等の重要な社内会議に出席し、日々、経営の監視を行っております。なお、毎月1回開催される監査役会では、監査役は取締役会等の重要会議へ出席し、取締役からの意見聴取、資料閲覧を通じて得た事項について協議しております。監査役は、内部監査責任者及び会計監査人と連携し、監査の実効性の向上を図っております。

(会計監査人)

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

経営上の意思決定等に係わる経営管理組織の構成、決定方法及びプロセスは、以下のとおりです。



③ 企業統治に関するその他の事項

(イ) 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム整備の基本方針」を2018年6月26日開催の取締役会で決議し、この基本方針に従い内部統制システムの運用を行っております。

概要は以下のとおりです。

(イ) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社の取締役及び使用人が、法令、定款及び規程を遵守し、倫理観、法令遵守、社会的責任及び社会貢献を徹底するため、業務遂行上の行動規範を定める。
- 当社は、コンプライアンス管理体制を構築する部門を設置し、必要に応じて研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行い、法令等の遵守について役職員に周知する。
- 当社の内部監査部門は、法令等の遵守状況に留意した内部監査を行う。
- 当社は、法令等の遵守に反する行為等について、内部通報を利用できる体制を整備し、内部通報制度運用規程を定める。

(ロ)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 当社は、取締役会規程及び文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報は、これらに従い文書（電磁的媒体を含む）に記録し、必要に応じて閲覧できるように保管する。

(ハ)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、代表取締役をリスク管理責任者とする。リスク管理体制を構築する事務局を設置し、定期的にリスクの洗い出しを行い対策を検討する。必要に応じて研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行い、リスク管理について役職員に周知する。
- b. 当社の内部監査部門は、リスク管理に留意した内部監査を行う。
- c. 当社の監査役は、会社のリスク管理に問題があると認められる場合は、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

(ニ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、組織規程及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限を明確にする。
- b. 当社は、取締役会を毎月1回開催する他、経営の重要事項に関する取締役の情報共有及び協議を行うため、常勤取締役、常勤監査役及び幹部社員を構成員とする経営会議を毎月1回開催する。

(ホ)監査役の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役がその職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、「監査役補助者」という）を置くことを求めた場合、監査役会の同意を得た上で、合理的な範囲で監査役補助者を任命する。監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って業務を行う。
- b. 監査役補助者の人事考課、人事異動、懲戒処分については、監査役会の同意を得た上で決定する。

(ヘ)当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- a. 当社は、取締役会の他、経営上の重要事項については経営会議にて協議及び報告することとし、常勤監査役は当該会議に出席して情報の収集にあたり、その内容を把握する。
- b. 当社の監査役は、内部監査の実施状況の報告を内部監査人より受けることとする。また、役職員からの内部通報の内容について担当部門より報告を受ける他、直接内部通報を受けられる体制を整備する。

(ト)報告者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

- a. 当社は、監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを内部通報制度運用規程により禁止する。

(チ)監査役会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- a. 当社の監査役は、職務の執行に必要な費用について当社に請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

(リ)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 当社の監査役は、監査役会を月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催する。
- b. 当社は、監査役会が決定した監査役会規程及び監査役監査基準に基づく監査計画を尊重し、監査役監査の実施と環境の整備に協力する。
- c. 当社の監査役は、内部監査人及び会計監査人と定期的に会合を設け、監査関連情報の交換等を行う。
- d. 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合を設け、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請等を行う。

(ヌ)反社会的勢力排除を確保するための体制

- a. 当社は、反社会的勢力との関係を排除することを目的として、反社会的勢力排除・対応規程を定め、これに基づき行動する。

(ル)財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 当社は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムの整備、運用及び評価を継続的に行い、不備に対する是正処置を講ずる。

(ロ)リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク情報を早期に把握・共有することでリスクの顕在化を未然に防止するため、リスク管理規程を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。

(ハ)責任限定契約の内容について

当社は、会社法第427条第1項に定める非業務執行取締役及び監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。なお、当社と非業務執行取締役1名及び監査役4名との間で責任限定契約を締結しております。

(ニ)取締役の定数

当社の取締役は、9名以内とする旨を定款に定めております。

(ホ)取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(ヘ)株主総会の特別決議要件の変更

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議の要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(ト)取締役会の決議による責任免除の内容

当社は、職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに今後も引き続き優秀な人材を確保できるようにするため、会社法第426条第1項に定める任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む。)の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

(チ)自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(リ)中間配当

当社は、会社法第454条第5項に定める中間配当について、毎年9月30日を基準日として中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。これは株主に対しての機動的な利益還元を可能にするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名 女性一名(役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	角井 亮一	1968年10月25日	1994年4月 1998年3月 2000年2月 2011年1月 2015年4月 2018年3月	(株)船井総合研究所 入社 光輝物流(株) 入社 当社設立 代表取締役社長(現任) (株)ライトヴァン 取締役 (株)ウケトル 代表取締役 (株)ウケトル 取締役(現任)	(注) 3	1,328,400 (注) 5
取締役通販物流 事業部長	大森 茂	1978年6月20日	2001年4月 2004年8月 2016年4月 2017年6月	新日本商品(株) 入社 当社 入社 当社 執行役員 当社 取締役通販物流事業部長(現任)	(注) 3	44,000
取締役管理部長	小宮 重蔵	1972年1月11日	1998年4月 2006年5月 2008年6月 2011年7月 2012年7月 2015年1月 2017年7月 2018年1月 2018年6月	第一証券(株)(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 入社 (株)フルスピード 入社 (株)フルスピードトラベル 取締役 コアスタッフ(株) 入社 (株)アイシージェイ 取締役(現任) クロスフィニティ(株) 入社 (株)和心 入社 当社 入社 当社 取締役管理部長(現任)	(注) 3	—
取締役	秋元 征紘	1944年9月9日	1970年4月 1980年1月 1987年2月 1988年12月 1993年10月 1995年9月 2006年5月 2006年11月 2014年2月 2017年3月 2017年6月	日本精工(株) 入社 日本ケンタッキーフライドチキン(株) 入社 日本ペプシコーラ社(株) 取締役副社長 日本ケンタッキーフライドチキン(株) 常務取締役 (株)ナイキジャパン 代表取締役社長 ゲラン(株) 代表取締役社長 ワイ・エイ・パートナーズ(株) 代表取締役(現任) レナ・ジャボン・インスティテュート(株) 取締役(現任) (株)FiNC Technologies 取締役(現任) (株)ホワイトプラス 取締役(現任) 当社 取締役(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	菅田 勝	1948年3月2日	1971年4月 2000年4月 2004年8月 2008年4月 2011年1月 2017年6月 2017年8月	(株)リコー 入社 リコーロジスティクス(株)(現 S B Sリコーロジスティクス(株)) 入社 三愛ロジスティクス(株) 取締役 (株)ロジスティクス革新パートナーズ設立 代表取締役 (株)ライトヴァン 監査役(現任) 当社 常勤監査役(現任) (株)ロジスティクス革新パートナーズ 取締役(現任)	(注) 4	16,000
常勤監査役	小野田 博文	1955年5月30日	1981年4月 2006年5月 2007年7月 2020年11月	バンダイ運輸(株)(現 (株)バンダイロジバル) 入社 (株)バンダイロジバル 監査役 (株)ロジバルエクスプレス 監査役 当社 常勤監査役(現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	芹沢 俊太郎	1976年3月19日	1999年10月 2003年4月 2007年1月 2007年6月 2007年12月 2008年11月 2010年7月 2013年11月 2015年4月 2017年6月 2019年3月	朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 公認会計士登録 芹沢公認会計士事務所開業 税理士登録 (株)セラク 監査役(現任) みさき監査法人設立 代表社員(現任) TRADコンサルティング(株) 代表取締役(現任) TRAD税理士法人設立 代表社員(現任) (株)ウケトル 監査役(現任) 当社 監査役(現任) ユミルリンク(株) 監査役(現任)	(注)4	—
監査役	黒川 久幸	1965年11月28日	1996年4月 1996年10月 1998年4月 2008年9月 2010年4月 2011年4月 2014年4月 2014年6月 2018年6月 2019年4月	東京商船大学(現 国立大学法人東京海洋大学) 助手 同大学 講師 同大学 助教授 公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会(以下「JILS」という)全国日本物流改善事例実行委員会副委員長(現任) JILS物流現場改善士専門委員会 副委員長(現任) 東京海洋大学 教授(現任) 同大学海洋工学部 副学部長 JILSロジスティクス大賞ノミネート委員会 委員長(現任) 当社 監査役(現任) 東京海洋大学 理事(現任)	(注)4	—
計						1,388,400

- (注) 1 取締役秋元征紘は、社外取締役であります。
- 2 監査役菅田勝、監査役小野田博文、監査役芹沢俊太郎及び監査役黒川久幸の4名は、社外監査役であります。
- 3 2020年11月24日開催の臨時株主総会の終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 2020年11月24日開催の臨時株主総会の終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 代表取締役社長角井亮一の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるプログレス(株)が所有する株式数を含んでおります。

② 社外役員の状況

当社は社外取締役を1名、社外監査役を4名選任しております。

社外取締役 秋元征紘は、企業経営者としての豊富な経験や実績を有しており、経営全般について独立した立場から助言・提言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、当社新株予約権を50個保有しておりますが、同氏と当社との間には、これ以外の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 菅田勝は、物流業界にて長らく就業していたことによる専門知識・経験等を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、当社株式16,000株及び当社新株予約権を75個保有しておりますが、同氏と当社との間には、これ以外の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 小野田博文は、長年に渡り、物流会社の監査役として培われた専門知識・経験等を有しており、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 芹沢俊太郎は、会計士及び税理士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、会計・税務の面で高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、当社新株予約権を40個保有しておりますが、同氏と当社との間には、これ以外の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 黒川久幸は、物流の専門知識・経験等を有しており、高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、当社新株予約権を20個保有しておりますが、同氏と当社との間には、これ以外の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、内部監査室による監査・監査役監査・会計監査の結果や財務報告に係る内部統制の評価結果の報告を受けます。社外監査役につきましても、同様の報告を受けるほか、後記のとおり、会計監査人及び内部統制部門との連携を図っています。内部統制部門は、必要に応じ、取締役会において、内部統制の整備に関する企画・立案の内容や運用状況を社外取締役及び社外監査役に報告しています。なお、社外取締役と社外監査役は、必要に応じて情報共有・意見交換を行う機会を設けています。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役会は、社外監査役4名(常勤監査役2名、非常勤監査役2名)から構成されております。当社における監査役監査は、監査計画に基づく監査役監査を実施するとともに取締役会や経営会議等の重要な社内会議に出席し、日々、経営の監視を行っております。なお、毎月1回開催される監査役会では、監査役は取締役会等の重要会議における議案内容、取締役からの意見聴取、資料閲覧を通じて得た事項について協議しております。監査役は、内部監査責任者及び会計監査人と連携し、監査の実効性の向上を図っております。

なお、監査役の芹沢俊太郎は、監査法人の経営経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当事業年度において監査役会は13回開催され、各監査役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
菅田 勝	13回	13回
芹沢 俊太郎	13回	13回
黒川 久幸	13回	13回

監査役会における主な検討事項として、監査計画の策定、監査報告書の作成、取締役会・経営会議の議事内容の確認、内部監査室との連携、監査法人の監査の方法及び結果の相当性等があります。

また、常勤監査役の活動として、取締役及び使用人とのコミュニケーション、取締役会その他重要な会議(経営会議、リスクコンプライアンス委員会等)への出席、議事録、起案書、契約書、取引記録等の書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、監査法人による監査への立会、実地調査等の方法により監査を実施しております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役社長が任命した内部監査責任者1名が担当しております。内部監査規程に基づき、内部統制の有効性及び業務執行状況について監査及び調査を定期的実施しております。監査の結果については、代表取締役社長及び監査役に対して報告するとともに、被監査部署に対して改善指示・助言・提案を行っております。内部監査責任者は、監査役及び会計監査人と定期的に情報交換を行うことにより、相互に連携を図っております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b 継続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 三浦 太

指定有限責任社員 業務執行社員 新居 伸浩

なお、継続監査年数は7年以内であるため、年数の記載は省略しております。

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名

その他 9名

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査役会の定めた評価基準に従い、監査実績、監査実施体制、職業専門家としての専門能力、品質管理体制、当社との利害関係、監査報酬等を総合的に勘案して監査法人を選定することとしております。EY新日本有限責任監査法人は、監査法人としての実績、当社の業務規模に対して監査業務を充分対応しうる体制を有していること、監査計画、監査内容、監査日程等に対する監査費用が合理的かつ妥当であったこと等を総合的に判断して選定しております。

当社の監査役会は、会計監査人の選任の適否に関する検討を行い、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、当社で定めた評価基準等に従い、会計監査人の職務の遂行が適正に行われるかを評価しております。その結果、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は適切と判断し、選任しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	14,500	—	17,100	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

監査法人から提示された監査日数、監査内容及び当社の事業内容・規模等を勘案し、監査法人と協議した上で、監査役会の同意を得て決定する方針であります。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について、当社の事業規模や事業内容に鑑みて適切であるかの必要な検証を行なっております。その結果、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬については、取締役は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、役員報酬決定方法の方針に従い各取締役の職務、責任及び実績に応じて取締役会で決定しております。また、監査役については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤、非常勤の別や監査業務等の内容を勘案し、監査役会で決定しております。

取締役の報酬等の額は、2020年11月24日開催の臨時株主総会において年額250百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)と定められております。

監査役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役会の決議により決定しております。監査役の報酬額は、2020年11月24日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と定められております。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容につきましては、2020年11月24日開催の取締役会において2021年3月期の取締役の基本報酬の額の決定について、代表取締役社長への一任を決議しております。

本書提出日現在において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役4名、監査役4名であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	57,263	57,263	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	1,370	1,370	—	—	—	1
社外監査役	15,984	15,984	—	—	—	3

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式の区分については、株式価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を「純投資目的である投資株式」、それ以外の株式を「純投資目的以外の目的である投資株式」（業務提携による関係強化等）に区分しています。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は上場株式を保有しておりませんので保有方針等については記載しておりません。

b 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	8	4,530
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	1,503	業務提携関係の強化を目的としております。
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)及び当事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等の専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	865,093	877,110
売掛金	755,016	755,098
貯蔵品	10,724	10,117
前払費用	122,033	182,460
その他	9,354	52,871
貸倒引当金	△446	△2,859
流動資産合計	1,761,776	1,874,798
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	272,385	307,476
機械及び装置（純額）	—	33,927
車両運搬具（純額）	18,858	18,437
工具、器具及び備品（純額）	91,712	161,948
リース資産（純額）	—	2,902
建設仮勘定	30,340	9,410
有形固定資産合計	※1 413,296	※1 534,101
無形固定資産		
のれん	—	9,000
ソフトウェア	21,438	9,907
無形固定資産合計	21,438	18,907
投資その他の資産		
投資有価証券	3,052	4,530
差入保証金	732,174	770,064
長期前払費用	508	2,342
繰延税金資産	66,466	65,236
その他	8,539	16,568
貸倒引当金	△159	△7,188
投資その他の資産合計	810,581	851,554
固定資産合計	1,245,316	1,404,563
資産合計	3,007,092	3,279,362

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	602,230	505,363
1年内返済予定の長期借入金	115,416	100,608
リース債務	—	656
未払金	520,711	825,549
未払費用	21,844	32,204
未払法人税等	70,187	—
未払消費税等	46,437	55,453
前受金	20,008	10,772
預り金	27,346	40,505
賞与引当金	62,200	52,700
その他	290	386
流動負債合計	1,486,674	1,624,198
固定負債		
長期借入金	399,220	467,600
長期預り保証金	34,738	31,981
リース債務	—	2,672
資産除去債務	59,047	67,276
固定負債合計	493,006	569,530
負債合計	1,979,680	2,193,729
純資産の部		
株主資本		
資本金	80,000	80,000
利益剰余金		
利益準備金	5,724	7,546
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	941,659	998,156
利益剰余金合計	947,383	1,005,703
株主資本合計	1,027,383	1,085,703
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	28	△69
評価・換算差額等合計	28	△69
純資産合計	1,027,411	1,085,633
負債純資産合計	3,007,092	3,279,362

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2020年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,608,427
売掛金	955,012
貯蔵品	23,622
その他	207,578
貸倒引当金	△8,019
流動資産合計	2,786,621
固定資産	
有形固定資産	497,294
無形固定資産	13,518
投資その他の資産	
差入保証金	882,472
その他	91,480
貸倒引当金	△18,520
投資その他の資産合計	955,432
固定資産合計	1,466,246
資産合計	4,252,867

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2020年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	749,666
1年内返済予定の長期借入金	97,308
未払金	1,108,586
未払法人税等	75,793
賞与引当金	17,507
その他	246,678
流動負債合計	2,295,541
固定負債	
長期借入金	494,730
資産除去債務	70,892
その他	102,368
固定負債合計	667,991
負債合計	2,963,533
純資産の部	
株主資本	
資本金	120,000
資本剰余金	40,000
利益剰余金	1,129,365
株主資本合計	1,289,365
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△31
評価・換算差額等合計	△31
純資産合計	1,289,334
負債純資産合計	4,252,867

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	7,446,577	8,385,453
売上原価	6,717,276	7,854,500
売上総利益	729,301	530,952
販売費及び一般管理費	※1 347,988	※1 446,041
営業利益	381,312	84,911
営業外収益		
受取利息	7	9
和解金収入	4,358	4,836
保険金収入	1,498	10,251
物品売却益	4,026	4,553
その他	616	1,186
営業外収益合計	10,508	20,836
営業外費用		
支払利息	2,133	2,897
その他	15	145
営業外費用合計	2,149	3,043
経常利益	389,671	102,705
特別損失		
投資有価証券評価損	4,284	—
固定資産除却損	※2 308	—
特別損失合計	4,593	—
税引前当期純利益	385,078	102,705
法人税、住民税及び事業税	124,742	24,878
法人税等調整額	△9,388	1,281
法人税等合計	115,353	26,160
当期純利益	269,725	76,545

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	(注) 1	1,157,148	17.2	1,421,925	18.1
II 外注費		345,203	5.2	404,867	5.2
III 経費	(注) 2	5,214,924	77.6	6,027,707	76.7
売上原価		6,717,276	100.0	7,854,500	100.0

(注) 1 主な内訳は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料手当(千円)	761,309	1,008,698
臨時雇用費(千円)	211,916	181,289

(注) 2 主な内訳は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
荷造運賃(千円)	3,234,317	3,516,788
賃借料(千円)	939,405	1,552,048
消耗品費(千円)	484,215	419,187
支払手数料(千円)	258,402	181,963

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	7,969,844
売上原価	7,325,997
売上総利益	643,846
販売費及び一般管理費	450,078
営業利益	193,767
営業外収益	
受取利息	5
事業所税還付金	16,693
その他	3,156
営業外収益合計	19,854
営業外費用	
支払利息	2,551
株式公開費用	2,000
その他	35
営業外費用合計	4,586
経常利益	209,035
特別利益	
固定資産売却益	343
特別利益合計	343
特別損失	
固定資産除却損	49
特別損失合計	49
税引前四半期純利益	209,329
法人税、住民税及び事業税	68,687
法人税等調整額	11,579
法人税等合計	80,267
四半期純利益	129,062

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	80,000	4,306	687,526	691,833	771,833	18	18	771,852
当期変動額								
利益準備金の積立		1,417	△1,417	—	—			—
剰余金の配当			△14,175	△14,175	△14,175			△14,175
当期純利益			269,725	269,725	269,725			269,725
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						9	9	9
当期変動額合計	—	1,417	254,132	255,550	255,550	9	9	255,559
当期末残高	80,000	5,724	941,659	947,383	1,027,383	28	28	1,027,411

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	80,000	5,724	941,659	947,383	1,027,383	28	28	1,027,411
当期変動額								
利益準備金の積立		1,822	△1,822	—	—			—
剰余金の配当			△18,225	△18,225	△18,225			△18,225
当期純利益			76,545	76,545	76,545			76,545
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△98	△98	△98
当期変動額合計	—	1,822	56,497	58,320	58,320	△98	△98	58,221
当期末残高	80,000	7,546	998,156	1,005,703	1,085,703	△69	△69	1,085,633

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	385,078	102,705
減価償却費	78,760	110,134
のれん償却額	—	1,000
固定資産除却損	308	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	4,284	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	14,800	△9,500
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	45	9,440
受取利息及び受取配当金	△7	△9
支払利息	2,133	2,897
売上債権の増減額 (△は増加)	△295,775	△7,269
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,739	606
前払費用の増減額 (△は増加)	△47,874	△60,417
未収入金の増減額 (△は増加)	51,056	△4,591
仕入債務の増減額 (△は減少)	280,498	△96,867
未払金の増減額 (△は減少)	98,881	311,405
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,828	9,015
その他	35,072	9,510
小計	605,351	378,060
利息及び配当金の受取額	7	9
利息の支払額	△2,105	△2,919
法人税等の支払額	△128,758	△132,659
営業活動によるキャッシュ・フロー	474,495	242,491
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△204,322	△210,328
無形固定資産の取得による支出	△3,208	△2,793
事業譲受による支出	—	△10,000
投資有価証券の取得による支出	—	△1,629
関係会社株式の売却による収入	—	0
保証金の差入による支出	△342,365	△76,416
保証金の回収による収入	100	36,415
保険積立金の積立による支出	△1,000	△1,000
その他投資の増加による支出	△550	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△551,346	△265,754
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	365,000	180,000
長期借入金の返済による支出	△102,366	△126,428
リース債務の返済による支出	—	△45
配当金の支払額	△14,175	△18,225
財務活動によるキャッシュ・フロー	248,459	35,301
現金及び現金同等物に係る換算差額	13	△21
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	171,620	12,017
現金及び現金同等物の期首残高	693,472	865,093
現金及び現金同等物の期末残高	※1 865,093	※1 877,110

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他の有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～18年

車両運搬具 2年～5年

工具、器具及び備品 4年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他の有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～18年

機械及び装置 10年

車両運搬具 2年～7年

工具、器具及び備品 4年～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5 のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の及ぶ期間(5年)にわたり定額法で償却しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

収益認識に関する会計基準

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、以下の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイドランス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

収益認識に関する会計基準

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、以下の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイドランス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当金の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による世界的な経済活動の停滞により、先行きは非常に不透明な状況にあるものの、主な顧客である通販事業者が属するEC市場は拡大傾向にあることから、重要な影響は出ておりません。

このような状況を踏まえ、その影響は限定的であるとの仮定に基づき当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染症の収束が遅れた場合には、当社の将来における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	291,668千円	383,796千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行との間で当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約は、とおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越限度額	一千円	80,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	一千円	80,000千円

(損益計算書関係)

※ 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度5%、当事業年度4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度95%、当事業年度96%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	57,800千円	74,617千円
給与手当	106,584	121,935
賞与	19,006	13,078
賞与引当金繰入額	23,969	15,950
退職給付費用	2,077	2,625
減価償却費	3,392	4,471
貸倒引当金繰入額	45	9,440

※ 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物附属設備	245千円	一千円
工具、器具及び備品	63	—
計	308千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,350	12,150	—	13,500

(変動事由の概要)

当社は2018年6月27日付で、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。
これにより、発行済株式数は12,150株増加しております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

(注) 第1回新株予約権は、ストック・オプションとして付与されたものであります。また、ストック・オプションとしての新株予約権の内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況「ストック・オプション制度の内容」に記載しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	14,175	10,500	2018年3月31日	2018年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,225	1,350	2019年3月31日	2019年6月24日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	13,500	—	—	13,500

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

(注) 第1回新株予約権及び第2回新株予約権は、ストック・オプションとして付与されたものであります。また、ストック・オプションとしての新株予約権の内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況「ストック・オプション制度の内容」に記載しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	18,225	1,350	2019年3月31日	2019年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,400	400	2020年3月31日	2020年6月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	865,093千円	877,110千円
現金及び現金同等物	865,093千円	877,110千円

2 ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	一千円	3,054千円

3 重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
重要な資産除去債務の計上額	12,975千円	11,241千円

(リース取引関係)

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社における複合機(工具、器具及び備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年内	1,262,266	1,474,578
1年超	6,385,615	4,911,036
合計	7,647,882	6,385,615

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については安全性を最優先に流動性と有利性のバランスを勘案した運用を基本姿勢としております。また、資金調達については当面は借入を中心に調達する方針としております。

主に物流センターの新設、機能向上のための投資を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入れにより調達しております。一時的な余資について、現在は金融資産による運用は行っていないませんが、運用する場合安全性が高い金融資産で運用する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務提携による関係強化等の目的で保有している非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主にＦＣの貸借契約における保証金であり、貸借先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て支払期日は１年内であります。借入金には主にＦＣの設備投資及び保証金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は、決算日後最長で９年６月後であります。なお、借入金は金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかるため固定金利での借入を基本としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、当社の販売管理ルール等に基づき、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行う体制としております。買掛金や借入金は、流動性リスクを含んでおりますが、当社では、月次に資金繰り見込みを検討する等の方法により管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、以下の表には含まれておりません。((注) 2を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	865,093	865,093	—
(2) 売掛金	755,016	755,016	—
貸倒引当金 ※	△446	△446	—
	754,570	754,570	—
(3) 差入保証金	732,174	731,534	△640
資産計	2,351,838	2,351,197	△640
(1) 買掛金	602,230	602,230	—
(2) 未払金	520,711	520,711	—
(3) 未払法人税等	70,187	70,187	—
(4) 未払消費税等	46,437	46,437	—
(5) 預り金	27,346	27,346	—
(6) 長期借入金(１年以内返済予定 借入金を含む)	514,636	518,609	3,973
(7) 預り保証金	34,738	34,738	—
負債計	1,816,288	1,820,261	3,973

※ 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

これらの時価については、契約上の残存期間に基づき同期間の国債利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 預り金、(7) 預り保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)
非上場株式	3,052

これらについては、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「有価証券及び投資有価証券」を記載しておりません。

当事業年度において、非上場株式について4,284千円の減損処理を行っております。

(注) 3 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	865,093	—	—	—
売掛金	755,016	—	—	—
合計	1,620,110	—	—	—

差入保証金については、償還予定日が未定であるため記載しておりません。

(注) 4 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	115,416	74,736	60,336	58,896	58,896	146,356
合計	115,416	74,736	60,336	58,896	58,896	146,356

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については安全性を最優先に流動性と有利性のバランスを勘案した運用を基本姿勢としております。また、資金調達については当面は借入を中心に調達する方針としております。

主に物流センターの新設、機能向上のための投資を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入れにより調達しております。一時的な余資について、現在は金融資産による運用は行っていないが、運用する場合安全性が高い金融資産で運用する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務提携による関係強化等の目的で保有している非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主にF Cの貸借契約における保証金であり、貸借先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て支払期日は1年内であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主にF Cの設備投資及び保証金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は、決算日後最長で8年6月後であります。なお、借入金は金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかるため固定金利での借入を基本としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、当社の販売管理ルール等に基づき、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行う体制としております。買掛金や借入金は、流動性リスクを含んでおりますが、当社では、月次に資金繰り見込みを検討する等の方法により管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、以下の表には含まれておりません。(注)2を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	877,110	877,110	—
(2) 売掛金	755,098	755,098	—
貸倒引当金 ※	△2,859	△2,859	—
	752,239	752,239	—
(3) 差入保証金	770,064	763,996	△6,068
資産計	2,399,414	2,393,346	△6,068
(1) 買掛金	505,363	505,363	—
(2) 未払金	825,549	825,549	—
(3) 未払消費税等	55,453	55,453	—
(4) 預り金	40,505	40,505	—
(5) 長期借入金(1年以内返済予定借入金を含む)	568,208	569,930	1,722
(6) 預り保証金	31,981	31,981	—
(7) リース債務(1年以内返済予定を含む)	3,329	3,299	△30
負債計	2,030,389	2,032,082	1,692

※ 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

これらの時価については、契約上の残存期間に基づき同期間の国債利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払消費税等、(4) 預り金、(6) 預り保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(7) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2020年3月31日)
非上場株式	4,530

これらについては、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「有価証券及び投資有価証券」を記載しておりません。

(注) 3 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	877,110	—	—	—
売掛金	755,098	—	—	—
合計	1,632,209	—	—	—

差入保証金については、償還予定日が未定であるため記載しておりません。

(注) 4 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	100,608	86,208	84,768	84,292	85,244	127,088
リース債務	656	666	677	688	640	—
合計	101,264	86,874	85,445	84,980	85,884	127,088

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度(以下「中退共」という。)を採用しております。

2 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度4,859千円、当事業年度6,180千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 スtock・オプションにかかる費用計上及びその科目名

該当事項はありません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2020年9月14日付取締役会決議に基づき、2020年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合での株式分割による分割後の数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2019年3月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 3名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 100,000株
付与日	2019年3月16日
権利確定条件	① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2021年3月16日 至 2029年3月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
決議年月日	2019年3月15日
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	100,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	100,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権
決議年月日	2019年3月15日
権利行使価格(円)	288
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の算定方法は、純資産方式、類似会社比準法又はDCF法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|----------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 10,025千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | —千円 |

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 ストック・オプションにかかる費用計上及びその科目名

該当事項はありません。

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2020年9月14日付取締役会決議に基づき、2020年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合での株式分割による分割後の数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年3月15日	2020年1月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 3名	従業員 127名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 100,000株	普通株式 139,000株
付与日	2019年3月16日	2020年1月17日
権利確定条件	① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。	① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2021年3月16日 至 2029年3月15日	自 2022年1月17日 至 2030年1月16日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
決議年月日	2019年 3 月15日	2020年 1 月16日
権利確定前(株)		
前事業年度末	100,000	—
付与	—	139,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	100,000	139,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
決議年月日	2019年 3 月15日	2020年 1 月16日
権利行使価格(円)	288	388
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の算定方法は、純資産方式、類似会社比準法又はDCF法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|----------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 36,913千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | —千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度(2019年3月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,182千円
賞与引当金	21,514千円
未払費用	7,526千円
未払金	9,946千円
一括償却資産	3,379千円
資産除去債務	20,424千円
投資有価証券評価損	3,267千円
関連会社株式評価損	3,113千円
その他	433千円
繰延税金資産小計	77,788千円
評価性引当額	△6,381千円
繰延税金資産合計	71,407千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,926千円
その他有価証券評価差額金	△15千円
繰延税金負債合計	△4,941千円
繰延税金資産純額	66,466千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
(調整)	
住民税均等割	0.56%
法人税額の税額控除	△5.31%
評価性引当金の増減	0.38%
その他	△0.26%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.96%

当事業年度(2020年3月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	18,228千円
未払費用	11,113千円
未払金	17,553千円
一括償却資産	3,477千円
資産除去債務	23,270千円
投資有価証券評価損	3,267千円
貸倒引当金	3,475千円
その他	251千円
繰延税金資産小計	80,639千円
評価性引当額	△3,267千円
繰延税金資産合計	77,371千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△8,075千円
未収事業税	△3,714千円
資産調整勘定	△345千円
繰延税金負債合計	△12,135千円
繰延税金資産純額	65,236千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
(調整)	
住民税均等割	2.77%
法人税額の税額控除	△7.66%
評価性引当金の増減	△3.03%
その他	△1.20%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.47%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

事業の譲受

当社は、2019年9月13日開催の取締役会において、以下の事業を譲り受けることを決議いたしました。また、同日付けで株式会社TETOTETO(以下「TETOTETO社」)と締結した事業譲渡契約に基づき、2019年10月1日付けで事業譲受を行っております。

(1) 事業譲受の概要

① 譲り受ける相手会社の名称及びその事業内容

譲り受ける相手会社の名称 株式会社TETOTETO

事業の内容 通販物流等のアウトソーシング事業

② 事業譲受を行った主な目的

当社は、多様化する通販事業者からのニーズに対応すべく、物流代行における「物流品質の追求」だけにとどまらず、「カスタマーサポート代行」や「撮影代行」等のフルフィルメントサービスを提供し、通販事業を支える業務への「対応力」や「体制」の強化にも注力してまいりました。

その中で、化粧品、健康食品をはじめとする「リピート通販」の市場の拡大に伴い、通販事業者からの物流面における差別化のニーズが拡大しております。

TETOTETO社は、「誠実な愛ある手仕事」をモットーとし、リピート通販物流をメインに、手仕事でぬくもりのあるサービスを提供しています。

当社は、本件により、TETOTETO社のリピート通販物流における人材やノウハウを取り入れることにより、リピート通販市場の成長への貢献を図ることができ、ひいては当社の更なる事業規模の拡大につながると考えております。

③ 事業譲受日

2019年10月1日

④ 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 事業取得をするに至った主な根拠

現金を対価とした事業の譲受であります。

(2) 財務諸表に含まれている被取得企業又は取得した事業の業績の期間

2019年10月1日から2020年3月31日まで

(3) 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	10,000千円
取得原価		10,000千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び期間

① 発生したのれん

10,000千円

② 発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
資産及び負債はありません。
- (6) 企業結合が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及び
その算定方法
当事業年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から6年～18年と見積り、割引率は $\Delta 0.207\% \sim 0.690\%$ を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の増減

	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	46,067千円
有形固定資産の取得に伴う増加	12,975
時の経過による調整額	4
期末残高	59,047千円

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年～18年と見積り、割引率は $\Delta 0.367\% \sim 0.690\%$ を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の増減

	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	59,047千円
有形固定資産の取得に伴う増加	11,241
資産除去債務の見積変更による減少	$\Delta 3,000$
時の経過による調整額	$\Delta 12$
期末残高	67,276千円

(4) 資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、原状回復義務の範囲の変更に伴い、資産除去債務の見積りの変更を行いました。当該見積りの変更により資産除去債務が3,000千円減少しております。

なお、当該見積りの変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ3,000千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は通販物流事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は通販物流事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

日本国外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

日本国外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)LDH JAPAN	1,306,896	通販物流事業
(株)カーブスジャパン	1,051,882	通販物流事業

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

日本国外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

日本国外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)LDH JAPAN	1,280,075	通販物流事業
(株)カーブスジャパン	1,037,402	通販物流事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は通販物流事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 関連当事者との取引

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	光輝物流(株)	大阪府東大阪市	65,000	倉庫業	被所有 直接13.48	当社不動産賃貸契約の債務被保証	不動産賃貸契約の債務被保証	—	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 当社は、東京フルフィルメントセンターの賃借料について、光輝物流(株)から債務保証を受けております。取引金額については、賃借料が前払いで期末債務残高が発生していないため、記載しておりません。なお、保証料の支払いはありません。
- 2 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 親会社又は重要な関係会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 関連当事者との取引

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	光輝物流(株)	大阪府東大阪市	65,000	倉庫業	被所有 直接13.48	当社不動産賃貸契約の債務被保証	不動産賃貸契約の債務被保証	—	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 当社は、東京フルフィルメントセンターの賃借料について、光輝物流(株)から債務保証を受けております。取引金額については、賃借料が前払いで期末債務残高が発生していないため、記載しておりません。なお、保証料の支払いはありません。
- 2 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 親会社又は重要な関係会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	380.52円	402.08円
1株当たり当期純利益金額	99.89円	28.35円

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 2 当社は2018年6月27日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、2020年9月30日付けで普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 3 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	269,725	76,545
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	269,725	76,545
普通株式の期中平均株式数(株)	2,700,000	2,700,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数500個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	新株予約権2種類(新株予約権の数1,195個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

- 4 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,027,411	1,085,633
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,027,411	1,085,633
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,700,000	2,700,000

(重要な後発事象)

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2020年7月15日の取締役会において、イー・ロジット従業員持株会、株式会社カーブスジャパン、サンコー株式会社及びパークレイググローバルコンサルティング&インターネット株式会社に対して第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当増資」という。)を行うことを決議し、2020年7月31日に発行いたしました。

本第三者割当増資の概要

①募集株式の種類及び数	普通株式800株
②割当価格	1株につき100,000円
③割当価格の総額	80,000千円
④増加する資本金の額	40,000千円(1株につき50,000円)
⑤増加する資本準備金の額	40,000千円(1株につき50,000円)
⑥割当先及び割当株式数	イー・ロジット従業員持株会 400株 株式会社カーブスジャパン 200株 サンコー株式会社 100株 パークレイググローバルコンサルティング&インターネット株式会社 100株
⑦申込株数単位	1株
⑧払込期日	2020年7月31日
⑨資金の使途	新規F C設立の準備資金や業務効率改善への機械・器具の投資等に充当する予定であります。

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2020年7月15日の取締役会において、当社の役員及び正社員(計103名)に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、2020年7月16日に発行いたしました。

1 新株予約権の名称

第3回新株予約権

2 新株予約権の内容及び数

(1) 新株予約権の数

523個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。

(2) 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式523株を新株予約権の目的となる株式数とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

2022年7月16日から2030年7月15日までとする。

ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(5) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

3 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

4 新株予約権の割当日

2020年7月16日

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2020年11月24日開催の臨時株主総会により、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式上場後の流動性の向上及び投資家数の増加を目的として株式分割を行うことに加え、株主総会実務の合理化のため、1単元100株とする単元株制度を採用します。

2 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

2020年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を普通株式1株につき200株の割合をもって分割しました。

(2) 株式分割により増加する株式数

分割前の発行済株式総数	14,300株
分割により増加する株式数	2,845,700株
分割後の発行済株式総数	2,860,000株
分割後の発行可能株式総数	10,800,000株

(3) 効力発生日

2020年9月30日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものとして仮定して算定しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としました。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業における新型コロナウイルス感染症拡大の影響は限定的であるとの仮定に基づき繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積もりを行っております。

なお、前事業年度末時点の仮定から重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行との間で当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約は、次のとおりであります。

	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
当座貸越限度額	300,000千円
借入実行残高	—
差引額	300,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	84,061 千円
のれんの償却額	1,499 千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,400	400(2)	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

(注) 2020年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った数値を括弧内に記載しております。

- 2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期累計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、「通販物流事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純利益	46円26銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	129,062
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	129,062
普通株式の期中平均株式数(株)	2,789,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 2 当社は2020年9月30日付けで普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】(2020年3月31日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額は、資産総額の100分の1以下のため、財務諸表等規則第124条の規定により作成を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	438,496	65,229	3,102	500,623	193,147	30,138	307,476
機械及び装置	—	37,821	—	37,821	3,894	3,894	33,927
車両運搬具	47,012	12,061	1,320	57,753	39,315	12,482	18,437
工具、器具及び備品	189,116	120,119	—	309,235	147,286	49,882	161,948
リース資産	—	3,054	—	3,054	152	152	2,902
建設仮勘定	30,340	195,590	216,520	9,410	—	—	9,410
有形固定資産計	704,964	433,877	220,943	917,898	383,796	96,550	534,101
無形固定資産							
のれん	—	10,000	—	10,000	1,000	1,000	9,000
ソフトウェア	68,412	1,773	—	70,185	60,278	13,304	9,907
無形固定資産計	68,412	11,773	—	80,185	61,278	14,304	18,907
長期前払費用	550	2,112	—	2,662	319	46	2,342

(注) 当期増加額のうち主なものは以下のとおりであります。

機械及び装置(東京 F C	自動梱包ラインシステム)	31,601千円
工具、器具及び備品(足立 F C	空調設備設置工事)	26,993千円
工具、器具及び備品(大阪 F C	空調設備設置工事)	25,378千円
建物附属設備(大阪 F C	セキュリティルーム工事)	16,429千円
工具、器具及び備品(三郷 F C	空調設備設置工事)	11,858千円
工具、器具及び備品(埼玉 F C	大型ファン設置工事)	11,600千円
のれん(TETOTETO社	事業譲受)	10,000千円
建物附属設備(大阪 F C	天井用サーモシート)	9,840千円
工具、器具及び備品(三郷 F C	大型ファン設置工事)	9,666千円
工具、器具及び備品(大阪 F C	大型ファン設置工事)	7,733千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	115,416	100,608	0.54	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	656	1.73	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	399,220	467,600	0.48	2021年4月20日～ 2028年9月20日
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	—	2,672	1.73	2025年2月3日
合計	514,636	571,537	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	86,208	84,768	84,292	85,244
リース債務	666	677	688	640

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(流動)	446	2,859	—	446	2,859
貸倒引当金(固定)	159	7,188	—	159	7,188
賞与引当金	62,200	52,700	62,200	—	52,700

(注) 1 貸倒引当金(流動)の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替によるものであります。

2 貸倒引当金(固定)は該当債権が回収されたため、減少しております。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2020年3月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,978
預金	
普通預金	875,131
合計	877,110

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社LDH JAPAN	100,622
株式会社カーブスジャパン	99,738
株式会社ユニヴァ・フュージョン	51,680
株式会社グラフィコ	35,613
株式会社アルディス	29,674
株式会社トッパンコミュニケーションプロダクツ	28,547
株式会社リュミエリーナ	19,162
その他	390,059
合計	755,098

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
755,016	8,522,983	8,522,901	755,098	91.8	32.42

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	10,117
合計	10,117

④ 前払費用

相手先	金額(千円)
三井住友信託銀行株式会社	64,020
伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社	30,920
デルフィーコンサルティング株式会社	15,125
国際ビルディング株式会社	13,364
S e c o n d - L i n k 株式会社	12,128
その他	46,900
合計	182,460

⑤ 差入保証金

相手先	金額(千円)
三井住友信託銀行株式会社	627,850
伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社	84,329
国際ビルディング株式会社	47,800
株式会社ムラタヤ	8,236
日施建物株式会社	1,428
その他	419
合計	770,064

⑥ 買掛金

相手先	金額(千円)
佐川急便株式会社	271,404
ヤマト運輸株式会社	158,503
小林クリエイト株式会社	10,691
株式会社バイトレ	8,091
三栄マテハン株式会社	6,198
その他	50,473
合計	505,363

⑦ 未払金

相手先	金額(千円)
三井住友信託銀行株式会社	362,744
従業員	132,367
伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社	122,136
事業所税	27,581
株式会社イオスインターナショナル	15,290
その他	165,429
合計	825,549

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料 (注)2
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 電子公告は当社のホームページに記載しており、そのURLは以下のとおりです。 https://www.e-logit.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注)1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年7月12日	イー・ロジック従業員持株会 理事長 土橋 恵司	東京都江戸川区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大森 茂	千葉県浦安市	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	普通株式 140	—	従業員兼務解消に伴う従業員持株会退会のため
2020年1月17日	角井 亮一	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	行川 久代	東京都千代田区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 1,328	—	財産分割のため

- (注) 1 当社は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2018年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとされており、
- 2 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされており、また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており、同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされており、また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされており、
- 3 特別利害関係者等の範囲は以下のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
- 4 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました、上記の「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2019年3月16日	2020年1月17日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 500株	普通株式 695株
発行価格	57,449円 (注)4	77,500円 (注)4
資本組入額	28,725円	38,750円
発行価額の総額	28,724,500円	53,862,500円
資本組入額の総額	14,362,500円	26,931,250円
発行方法	2019年3月15日開催の取締役会において、会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2020年1月16日開催の取締役会において、会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)2

項目	新株予約権③	株式
発行年月日	2020年7月16日	2020年7月31日
種類	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	普通株式
発行数	普通株式 523株	普通株式 800株
発行価格	100,000円 (注)4	100,000円 (注)4
資本組入額	50,000円	50,000円
発行価額の総額	52,300,000円	80,000,000円
資本組入額の総額	26,150,000円	40,000,000円
発行方法	2020年7月15日開催の取締役会において、会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	第三者割当増資
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)3

(注) 1 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報

告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、上場申請直前事業年度末日は、2020年3月31日です。
- 2 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
- 3 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
- 4 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、純資産方式、類似会社比準法又はDCF法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
- 5 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき57,449円	1株につき77,500円
行使期間	自 2021年3月16日 至 2029年3月15日	自 2022年1月17日 至 2030年1月16日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—

	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき100,000円
行使期間	自 2022年7月16日 至 2030年7月15日
行使の条件	「第二部 株式情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	—

(注) 退職等により、新株予約権②において従業員3名9株分及び新株予約権③において従業員4名4株分の権利が喪失しております。

- 6 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の「株式数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
角井 亮一	東京都中央区	会社役員	180	10,340,820 (57,449)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長、大株主上位10名)
大森 茂	千葉県浦安市	会社役員	130	7,468,370 (57,449)	特別利害関係者等 (当社の取締役、大株主上位10名)
小宮 重蔵	東京都葛飾区	会社役員	70	4,021,430 (57,449)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
菅田 勝	神奈川県綾瀬市	会社役員	50	2,872,450 (57,449)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
秋元 征紘	神奈川県横浜市都筑区	会社役員	30	1,723,470 (57,449)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
芹沢 俊太郎	東京都渋谷区	会社役員	30	1,723,470 (57,449)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
黒川 久幸	東京都江東区	会社役員	10	574,490 (57,449)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「発行数」及び「発行価格」を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
玉置 紀代美	東京都葛飾区	会社員	15	1,162,500 (77,500)	当社の従業員
松本 肇	奈良県奈良市	会社員	15	1,162,500 (77,500)	当社の従業員
宮野 雅則	東京都葛飾区	会社員	15	1,162,500 (77,500)	当社の従業員
相野谷 裕子	東京都葛飾区	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員
阿部 なを子	東京都葛飾区	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員
飯島 幸子	東京都江戸川区	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員
上野 雅美	東京都江戸川区	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員
岡本 裕子	東京都葛飾区	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員
小池 淑子	東京都葛飾区	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員
河野 元樹	東京都江戸川区	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員
清水 玄珠	東京都江戸川区	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員
須賀 佳則	埼玉県越谷市	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員
鈴木 利保	千葉県松戸市	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員
鈴木 祐也	埼玉県八潮市	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員
瀧澤 真麻	東京都葛飾区	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員
土木田 千里	東京都葛飾区	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
土橋 恵司	千葉県市川市	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員
日吉 志穂	東京都江戸川区	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員
広田 昌美	東京都台東区	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員
深水 学	千葉県市川市	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員
前田 智人	東京都江戸川区	会社員	10	775,000 (77,500)	当社の従業員
青山 いずみ	千葉県浦安市	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
石渡 恒	千葉県千葉市稲毛区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
市川 穂波	兵庫県伊丹市	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
伊藤 悦子	東京都江戸川区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
伊藤 涼子	東京都江戸川区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
岩城 富有子	東京都葛飾区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
岡崎 佳子	東京都江戸川区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
岡田 徳子	埼玉県草加市	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
岡田 光弘	東京都西東京市	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
奥村 彩花	東京都江戸川区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
越智 和博	千葉県船橋市	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
小沼 徳子	東京都江戸川区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
加藤 敦	東京都江戸川区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
茅場 純子	東京都江戸川区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
川部 洋子	千葉県市川市	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
近藤 洋一	東京都江戸川区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
齋田 恭世	東京都葛飾区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
斎藤 桂良	東京都葛飾区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
斉藤 桂子	東京都江戸川区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
榊原 ゆりえ	東京都江戸川区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
潮崎 栄子	埼玉県草加市	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
四方 亜希子	東京都江戸川区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
鈴木 久美子	東京都葛飾区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
惣島 里菜	東京都江東区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
竹村 朋子	東京都江戸川区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
内木 努	千葉県浦安市	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
中村 和美	東京都江戸川区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
濱田 健太	千葉県市川市	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
平田 みゆき	埼玉県草加市	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
福地 由章	千葉県浦安市	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
藤田 秀仁	千葉県柏市	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
増田 知子	埼玉県草加市	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
宮北 志津恵	千葉県市川市	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
森 浩輝	埼玉県草加市	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
吉田 大輝	東京都江戸川区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
吉成 美代子	東京都江戸川区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
涌井 孝幸	東京都江戸川区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員
渡邊 克也	東京都江戸川区	会社員	7	542,500 (77,500)	当社の従業員

- (注) 1 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の「株式数」及び「発行価格」は当該株式分割前の「発行数」及び「発行価格」を記載しております。
- 2 上記のほか、(注)1の株式分割反映後に1,000株未満である従業員数は65名であり、その株式の総数は分割前で195株であります。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
角井 亮一	東京都中央区	会社役員	100	10,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長、大株主上位10名)
大森 茂	千葉県浦安市	会社役員	80	8,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、大株主上位10名)
小宮 重蔵	東京都葛飾区	会社役員	55	5,500,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
菅田 勝	神奈川県綾瀬市	会社役員	25	2,500,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
秋元 征紘	神奈川県横浜市都筑区	会社役員	20	2,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
井上 央	福岡県春日市	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
黒川 久幸	東京都江東区	会社役員	10	1,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
芹沢 俊太郎	東京都渋谷区	会社役員	10	1,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
大谷 徹	東京都中野区	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社の従業員
岡田 光弘	東京都西東京市	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社の従業員
北川 隆治	東京都葛飾区	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
河野 元樹	東京都江戸川区	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社の従業員
土橋 恵司	千葉県市川市	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社の従業員
石渡 恒	千葉県千葉市稲毛区	会社員	5	500,000 (100,000)	当社の従業員
越智 和博	千葉県船橋市	会社員	5	500,000 (100,000)	当社の従業員
柴田 泰樹	千葉県千葉市稲毛区	会社員	5	500,000 (100,000)	当社の従業員
鈴木 祐也	埼玉県八潮市	会社員	5	500,000 (100,000)	当社の従業員
濱田 健太	千葉県市川市	会社員	5	500,000 (100,000)	当社の従業員
深水 学	千葉県市川市	会社員	5	500,000 (100,000)	当社の従業員
福地 由章	千葉県浦安市	会社員	5	500,000 (100,000)	当社の従業員
藤田 秀仁	千葉県柏市	会社員	5	500,000 (100,000)	当社の従業員
新川 勝司	神奈川県横浜市旭区	会社員	5	500,000 (100,000)	当社の従業員
松尾 竜彦	東京都立川市	会社員	5	500,000 (100,000)	当社の従業員
渡邊 克也	東京都江戸川区	会社員	5	500,000 (100,000)	当社の従業員

- (注) 1 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の「株式数」及び「発行価格」は当該株式分割前の「発行数」及び「発行価格」を記載しております。
- 2 上記のほか、(注)1の株式分割反映後に1,000株未満である従業員数は75名であり、その株式の総数は分割前で94株であります。

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
イー・ロジット 従業員持株会 理事長 土橋恵司	東京都千代田区神田練堀 町68番	当社の従業員 持株会	400	40,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
株式会社カーブス ジャパン 代表取締役会長 増本 岳 資本金100百万円	東京都港区芝浦三丁目9 番1号	フランチャイズ チェーンシ ステムにお けるフィット ネス施設の運 営	200	20,000,000 (100,000)	当社の取引先
サンコー株式会社 代表取締役CEO 山光 博康 資本金38百万円	東京都千代田区外神田四 丁目9番8号	生活家電、PC 周辺機器及び 通信機器周辺 商品等の販売	100	10,000,000 (100,000)	当社の取引先
パークレイグロー バルコンサルティ ング&インターネ ット株式会社 代表取締役 平田 雅明 資本金10百万円	東京都新宿区西新宿三丁 目1番5号	インターネット トプランニ ング及びネッ トショップコ ンサルティン グ等	100	10,000,000 (100,000)	当社の取引先

- (注) 1 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の「株式数」及び「発行価格」は当該株式分割前の「発行数」及び「発行価格」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
プログレス株式会社※1、5	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番1号	800,000	24.99
角井 亮一※1、2	東京都中央区	584,400 (56,000)	18.26 (1.75)
光輝物流株式会社※1、5	大阪府東大阪市長田西一丁目5番40号	364,000	11.37
三菱商事株式会社※1	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	360,000	11.25
行川 久代※1、6	東京都千代田区	265,600	8.30
イー・ロジット従業員持株会※1	東京都千代田区神田練堀町68番地	172,000	5.37
白木 政宏※1	大阪府堺市西区	100,000	3.12
株式会社フルキャストホールディングス※1	東京都品川区西五反田八丁目9番5号	100,000	3.12
大森 茂※1、3	千葉県浦安市	86,000 (42,000)	2.69 (1.31)
株式会社カーブスジャパン※1	東京都港区芝浦三丁目9番1号	40,000	1.25
菅田 勝※4	神奈川県綾瀬市	31,000 (15,000)	0.97 (0.47)
小宮 重蔵※3	東京都葛飾区	25,000 (25,000)	0.78 (0.78)
サンコー株式会社	東京都千代田区外神田四丁目9番8号	20,000	0.62
パークレイググローバルコンサルティング&インターネット株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目1番5号	20,000	0.62
株式会社ウエストジャパン	大阪府大阪市北区豊崎三丁目20番10号	10,000	0.31
株式会社J C	東京都大田区西蒲田七丁目5番13号	10,000	0.31
株式会社物流革命	東京都港区芝浦三丁目20番6号	10,000	0.31
秋元 征紘※3	神奈川県横浜市都筑区	10,000 (10,000)	0.31 (0.31)
芹沢 俊太郎※4	東京都渋谷区	8,000 (8,000)	0.25 (0.25)
黒川 久幸※4	東京都江東区	4,000 (4,000)	0.12 (0.12)
井上 央※6	福岡県春日市	4,000 (4,000)	0.12 (0.12)
河野 元樹※6	東京都江戸川区	4,000 (4,000)	0.12 (0.12)
土橋 恵司※6	千葉県市川市	4,000 (4,000)	0.12 (0.12)
松本 肇※6	奈良県奈良市	3,600 (3,600)	0.11 (0.11)
宮野 雅則※6	東京都葛飾区	3,600 (3,600)	0.11 (0.11)
岡田 光弘※6	東京都西東京市	3,400 (3,400)	0.11 (0.11)
鈴木 祐也※6	埼玉県八潮市	3,000 (3,000)	0.09 (0.09)
玉置 紀代美※6	東京都葛飾区	3,000 (3,000)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
深水 学※6	千葉県市川市	3,000 (3,000)	0.09 (0.09)
北川 隆治※6	東京都葛飾区	2,600 (2,600)	0.08 (0.08)
清水 玄珠※6	東京都江戸川区	2,600 (2,600)	0.08 (0.08)
石渡 恒※6	千葉県千葉市稲毛区	2,400 (2,400)	0.07 (0.07)
越智 和博※6	千葉県船橋市	2,400 (2,400)	0.07 (0.07)
濱田 健太※6	千葉県市川市	2,400 (2,400)	0.07 (0.07)
福地 由章※6	千葉県浦安市	2,400 (2,400)	0.07 (0.07)
藤田 秀仁※6	千葉県柏市	2,400 (2,400)	0.07 (0.07)
渡邊 克也※6	東京都江戸川区	2,400 (2,400)	0.07 (0.07)
須賀 佳則※6	埼玉県越谷市	2,200 (2,200)	0.07 (0.07)
瀧澤 真麻※6	東京都葛飾区	2,200 (2,200)	0.07 (0.07)
日吉 志穂※6	東京都江戸川区	2,200 (2,200)	0.07 (0.07)
相野谷 裕子※6	東京都葛飾区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
阿部 なを子※6	東京都葛飾区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
飯島 幸子※6	東京都江戸川区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
上野 雅美※6	東京都江戸川区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
大谷 徹※6	東京都中野区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
岡本 裕子※6	東京都葛飾区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
小池 淑子※6	東京都葛飾区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
鈴木 利保※6	千葉県松戸市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
土木田 千里※6	東京都葛飾区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
広田 昌美※6	東京都台東区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
前田 智人※6	東京都江戸川区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
市川 穂波※6	兵庫県伊丹市	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
加藤 敦※6	東京都江戸川区	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
川部 洋子※6	千葉県市川市	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
柴田 泰樹※6	千葉県千葉市稲毛区	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
内木 努※6	千葉県浦安市	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
森 浩輝※6	埼玉県草加市	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
青山 いずみ※6	千葉県浦安市	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
伊藤 悦子※6	東京都江戸川区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
伊藤 涼子※6	東京都江戸川区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
岩城 富有子※6	東京都葛飾区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
岡崎 佳子※6	東京都江戸川区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
岡田 徳子※6	埼玉県草加市	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
奥村 彩花※6	東京都江戸川区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
小沼 徳子※6	東京都江戸川区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
茅場 純子※6	東京都江戸川区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
近藤 洋一※6	東京都江戸川区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
齋田 恭世※6	東京都葛飾区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
斎藤 桂良※6	東京都葛飾区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
斉藤 桂子※6	東京都江戸川区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
榊原 ゆりえ※6	東京都江戸川区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
潮崎 栄子※6	埼玉県草加市	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
四方 亜希子※6	東京都江戸川区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
鈴木 久美子※6	東京都葛飾区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
惣島 里菜※6	東京都江東区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
竹村 朋子※6	東京都江戸川区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
中村 和美※6	東京都江戸川区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
平田 みゆき※6	埼玉県草加市	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
増田 知子※6	埼玉県草加市	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
宮北 志津恵※6	千葉県市川市	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
吉田 大輝※6	東京都江戸川区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
吉成 美代子※6	東京都江戸川区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
涌井 孝幸※6	東京都江戸川区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
阿部 大輔※6	埼玉県北本市	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
前田 晃央※6	東京都江戸川区	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
新川 勝司※6	神奈川県横浜市旭区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
松尾 竜彦※6	東京都立川市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
所有株式数800株の株主 7 名※ 6		5,600 (5,600)	0.17 (0.17)
所有株式数600株の株主58名※ 6		34,800 (34,800)	1.09 (1.09)
所有株式数400株の株主 1 名※ 6		400 (400)	0.01 (0.01)
所有株式数200株の株主50名※ 6		10,000 (10,000)	0.31 (0.31)
計	—	3,201,000 (341,000)	100.00 (10.65)

(注) 1 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

2 「氏名又は名称」欄の※の番号は、以下のとおり株主の属性を示します。

※ 1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

※ 2 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)

※ 3 特別利害関係者等 (当社取締役)

※ 4 特別利害関係者等 (当社監査役)

※ 5 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

※ 6 当社従業員

3 ()内の数字は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

株式会社イー・ロジット
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イー・ロジットの2018年4月1日から2019年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イー・ロジットの2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

株式会社イー・ロジット
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イー・ロジットの2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イー・ロジットの2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月10日

株式会社イー・ロジット
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩 ㊞
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イー・ロジットの2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イー・ロジットの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

